

平成 26 年第 1 回定例会

朝 日 村 議 会 会 議 録

平成 26 年 3 月 4 日 開会

平成 26 年 3 月 17 日 閉会

朝 日 村 議 会

平成26年第1回朝日村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月4日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○議案第5号から議案第25号までの上程	6
○議案提案説明	7
○議案内容説明	17
○議案第11号から議案第18号までの質疑、討論、採決	17
○散 会	21
○署名議員	23

第 2 号 (3月13日)

○議事日程	25
○出席議員	25
○欠席議員	25
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	25
○事務局職員出席者	25

○開 議	2 6
○議事日程の報告	2 6
○会議録署名議員の指名	2 6
○諸般の報告	2 6
○一般質問	2 7
塩 原 龍 三 君	2 7
塩 原 操 君	3 0
林 邦 宏 君	3 6
三 村 清 君	4 5
斉 藤 勝 則 君	5 4
高 橋 廣 美 君	7 0
塩 原 正 由 君	7 6
中 村 賢 郎 君	8 4
武 田 栄 市 君	9 3
○散 会	1 0 1
○署名議員	1 0 3

第 3 号 (3月17日)

○議事日程	1 0 5
○出席議員	1 0 5
○欠席議員	1 0 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 6
○事務局職員出席者	1 0 6
○開 議	1 0 7
○議事日程の報告	1 0 7
○会議録署名議員の指名	1 0 7
○諸般の報告	1 0 7
○常任委員長の報告	1 0 8
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第5号から議案第10号及び議案第19号から議案第25号までの質疑、	

討論、採決	109
○追加議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び議案第 26号並びに発議第1号の一括上程	115
○議案提案説明	115
○議案内容説明	116
○人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び議案第26号並び に発議第1号の質疑、討論、採決	116
○閉会中の継続審査及び調査の申し出について	118
○退職者挨拶	118
○村長挨拶	120
○閉 会	121
○署名議員	123

平成26年朝日村告示第10号

平成26年第1回朝日村議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月26日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成26年3月4日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

不応招議員（なし）

平成26年第1回朝日村議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成26年3月4日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第 5号 課設置条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 7号 朝日村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 8号 消防委員会条例を廃止する条例について

第 9 議案第 9号 朝日村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

第10 議案第10号 村道路線の認定について

第11 議案第11号 平成25年度木造公共施設整備事業緑の体験館簡易宿泊棟建設工事請負契約について

第12 議案第12号 平成25年度朝日村一般会計補正予算(第9号)について

第13 議案第13号 平成25年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

第14 議案第14号 平成25年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第4号)について

第15 議案第15号 平成25年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

第16 議案第16号 平成25年度朝日村簡易水道特別会計補正予算(第4号)について

第17 議案第17号 平成25年度朝日村下水道特別会計補正予算(第4号)について

- 第18 議案第18号 平成25年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第19号 平成26年度朝日村一般会計予算について
- 第20 議案第20号 平成26年度朝日村国民健康保険特別会計予算について
- 第21 議案第21号 平成26年度朝日村介護保険特別会計予算について
- 第22 議案第22号 平成26年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算について
- 第23 議案第23号 平成26年度朝日村簡易水道特別会計予算について
- 第24 議案第24号 平成26年度朝日村下水道特別会計予算について
- 第25 議案第25号 平成26年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算について
- 第26 議案提案説明
- 第27 議案内容説明
- 第28 議案第11号から議案第18号の質疑、討論、採決
-

出席議員（10名）

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	柳沢正喜君
総務課長兼 会計管理者	塩原忠男君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	上條晴彦君	会計課長	筒井貞子君
総務課 課長補佐	清沢光寿君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

ただいまから平成26年第1回朝日村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

5番 塩原 操 君

6番 林 邦宏 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（上條俊策君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの14日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（上條俊策君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎議案第5号から議案第25号までの上程

○議長（上條俊策君） この際、日程第5、議案第5号から日程第25、議案第25号までの議案を一括上程します。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第26、ただいま提出されました議案について提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成26年朝日村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、去る2月8日土曜日及び14日金曜日、15日土曜日両日の降雪は記録的な大雪となり、当朝日村では2月といたしましては観測史上最多となっております。8日の降雪は70センチでしたが、14日、15日の降雪は90センチを記録いたしました。このような状況は国内では関東甲信地域と東北を中心に甚大な被害をもたらしました。

このたびの大雪で被害に遭われました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

当朝日村は、15日土曜日に大雪対策本部を設置しました。防災行政無線放送により村民への情報伝達を頻繁に行い、雪捨て場は従来の2カ所から6カ所を指定しまして、村民への周知を図り、業者の方々並びに村民の協力をいただき、除雪作業に全力で取り組んだところでございます。特に、大雪のため除雪作業にグレーダーが使用できず、除雪の機種が少ない中で、昼夜にわたりご協力をいただきました業者の方々に、この場をおかりしまして感謝を申し上げます。

また、この大雪によりまして村内の水路が通水できない状況を踏まえまして、火災予防の周知を初め、消防団には消火栓及び防火水槽の点検、除雪をお願いし、ひとり暮らし高齢者等の家庭には民生児童委員を通じて安否確認を初め、地区近隣の皆さんに住宅除雪の協力を願ったところでございます。しかも、保育所及び小・中学校保護者の皆さんには通学路、駐車場等の除雪に積極的に取り組んでいただき、17日月曜日から通常登園・登校ができましたことは、近隣市村の模範となったところでございます。

さらに、村民生活にかかわります各家庭のごみ収集につきましては、17日月曜日、20日木曜日の2回につきまして中止をいたしました。20日木曜日につきましては、村内収集所は収集業務ができる箇所もありましたが、連携しております隣市の歩調に合わせることにいたしました。

交通機関は国内各地で交通麻痺している中で、広丘線の定期バスにつきましては、19日水曜日に通学用の足を確保するため、朝、夕の運行を開始いたしました。翌日の20日木曜日が

ら通常運行をすることができました。なお、デマンドタクシーくるりん号につきましては、正常どおり運行をさせていただきました。

一方、各地で農業用ハウス等の大被害が報道されておるところでございまして、当朝日村の被害状況は、2月26日現在、ビニールハウスが63棟、木造資材倉庫が1棟、農業施設以外ではカーポート、いわゆる車庫が4棟となっております。このうち農業用ビニールハウスにつきましては農業共済に加入しているハウスは7棟となっております。

ご案内のとおり国はこの農業ハウスに、きょうの報道では全面的に協力を——当初は30%が国は50%と表現しておりますので、そんなところを踏まえて対応したいと思っておりますが、今回の大雪は例年と異なりまして、豪雪地域に指定されていない市町村を中心にした歴史的な異常豪雪でありまして、まさに自然災害でございました。

私ども県町村会及び県町村議長会では、2月20日付で国の関係機関に「大雪被害対策に関する緊急要望書」を提出いたしております。これら農業ハウス等の被害につきましては、先ほど申し上げましたが、国・県が全面的に支援に取り組むとしておりますので、今後につきましては、国・県及びJA等と連携した対応を図ってまいり所存でございます。

当朝日村は、おかげさまで人的被害や孤立家庭がなく、また停電にならなかったことに安堵をいたしておるところでございます。

それでは、新年度を迎えるに当たりまして、この1年を振り返りながら新年度の村政運営に向けて所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに村民の皆様のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

村政執行の基本的考え方は、公約であります「新しい感覚で朝日村をつくろう」を基本理念といたしまして、「個性あふれる 生き生きとした 力強い村づくり」を目指しまして取り組むものでございます。また、施策の立案に当たりましては、本年度見直しをしております第5次総合計画と整合し、しかも急を要する重要課題を優先しまして、なおかつ国の緊急経済対策及び県の動向等を把握した事務事業の実施を図るものでございます。

まず初めに、村民の安全・安心対策についてでございます。

防災対策につきましては、就任以来、いわゆる東日本大震災以前から順次取り組みを実施してまいりました。昨年12月に公布されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律をもとに、当村の地域防災計画の見直しを行っているところでございます。加えまして、このたびの記録的大雪対策の検証をし、防災計画に生かしてまいらなければならないと捉えております。

なお、火災時の水源確保のために、このたび、中信平右岸土地改良区のご理解とご協力をいただき、非常時に畑かん施設の水利を使用させていただくこととなりました。来る28日に調印式を行うこととなっております。

次に、今まで機会あるごとに申し上げております役場庁舎の新築につきましては、現在建設委員会で検討がされ、各地区常会を通じ検討内容が示され、各戸に配布されました資料により村民の意見を求めております。近いうちに新庁舎の建設場所が決定され、次のステップに進むものと捉えております。

次に、保育所につきましては、実施設計、詳細設計が3月をめどに作成され、新年度には建設工程となりました。この新年度中、平成26年度中に完成予定でございます。

次に、福祉の拠点であります「かたくりの里」の増改修につきましては、既に基本的な方針が決定されておりますので、近々に建設委員会を立ち上げ、具体的な検討をお願いする予定でございます。具体的内容の検討方針が決定されれば、新年度中には設計発注ができるものと捉えております。

次に、これら大型の建設事業に対する財政についてでございます。

村民の皆様の中には、村の財政は大丈夫かとのご心配があろうかと存じますが、私は就任以来、役場庁舎等大型公共事業をいつも念頭に置き行政運営を進めてまいりました。朝日村が朝日村として持続するため、また村民が安心して暮らせるためには、村の台所でございます財政の健全化は極めて重要でございます。

おかげさまで議会を初め村民の皆様のご理解、ご協力により、また職員の努力により財政状況は好転をしております。そこで、実質公債費比率はご案内のとおり10.4%と県平均より0.7ポイント高くはなっておりますが、経常収支比率は72.2%で、県の平均よりも12.3ポイント良好でございました。県内77市町村では上位から6番目となっており、この内容が新しい事業への対応となるものでございます。

さらに、積立金は就任以来17億円を積み立てることができました。このうち事業費予算が確定しました保育所の新築につきましては、事業予算が5億2,900万円ですが、そのうち一般会計からは2億円の投入予定となっております。今後の役場庁舎の新築、かたくりの里の増改築資金が十分確保されているところでございます。

次に、村民の暮らし・環境についてでございます。

朝日村開村126年を迎えます今朝日村が、朝日村として持続していく上では人口確保対策が喫緊の課題でございます。

我が国は、高度経済成長に伴いまして社会構造の変化や日本文化の家族制度が核家族化へ移行するなどを含め、国民の価値観の多用化が進みました。しかも我が国は安定成長へのかじ取りが不安定な政治経済社会等々幾多の要因によりまして、30年後には我が国の人口は現在の3分の2になると予測がされております。

そこで、機会あるごとに申し上げておりますが、当朝日村では、まずは未婚者の結婚が重要と心得ております。これには、本人の自覚と家族の話し合いが大事なことと捉えておりますが、社会的には出会いの場の催しが近隣では数多く実施されております。当村におきましても「しあわせ信州朝日村」のグループの皆様が、来る9日にスキー場を会場として取り組まれますので、人に喜ばれ実が結ばれることを願うものでございます。

一方、人口確保には村内への転入者対策等も課題でございます。自然豊かな魅力のある朝日村づくりが重要でございます。

このことにつきましては、平成22年から村内の空き家を紹介する空き家バンク制度で一定の成果はあらわれておりますが、今後一層の掘り起こしが必要と捉えております。

さらに、新築を希望される皆さんのために、新たに上組地区に土地開発公社が宅地造成を行いまして、向陽台住宅団地として今月の16日から分譲開始の予定としております。加えまして、子育て支援応援特典をつけまして、若い方々が購入しやすい価格設定としてございますので、議員の皆様を初め村民の皆様のご協力をお願いするところでございます。

次に、道路整備についてでございます。

村民生活の基盤整備、いわゆる社会資本の整備はいつの時代におきましても、優先して取り組まなければならない事業でありまして、今まで積極的に取り組んできたところでございます。

そこで、道路につきましては、まず県道中組バイパスにつきましては、昨年9月にルート発表がされ、地権者及び関係者の了解をいただきましたので、現在地形調査をされておりました、新年度には用地測量を初め設計作業に入るものと捉えております。

村道につきましては、現在、下洗馬地区内、これは西洗馬43号線でございますが、改良工事中でございまして、来年度へ繰り越して工事を進める予定でございまして。また、新年度につきましては、大石原地区（針尾19号線）の改良工事及び原新田地区の株式会社東京堂から愛ビタミン道路に通じますバス路線（西洗馬34号線）の拡幅工事を行うことといたしております。

次に、最終処分場の埋め立て期間延長についてでございます。

小野沢区に設置をいたしました塩尻・朝日衛生施設組合の最終処分場は、平成18年から32年度までの15カ年の処理計画でスタートをいたしております。現状は、分別収集の徹底や長引くデフレ経済社会により各家庭の生活防衛及び人口減少時代を迎え、当初計画より処分量が減少しておりまして、計画期間の半分を、いわゆる折り返し点を迎えました本年度までの処分量は3分の1程度の状況となっております。

また、ごみの最終処分は全国自治体の大きな課題でございまして、近年埋め立て用の焼却灰を資源化する、いわゆるリサイクルされる時代となっております。経費はかさみますが、いわゆる経費は重く高くなりますがリサイクル処理により、埋め立て量を減少し最終処分場の延命化を図る時代となっております。

このたび、最終処分場の小野沢区最終処分場連絡会議の皆さんと、設置者であります塩尻市、朝日村と今後20年間使用することで協議が調いましたので、現在管理をいたしております松塩地区広域施設組合が立ち会いまして、新しい協定の調印をいたしたところでございます。

これによりまして、埋め立て契約年限が平成32年から平成45年となるものでございます。改めまして小野沢区の皆さんにこの場をかりてお礼を申し上げるところでございます。

次に、健康・福祉についてでございます。

誰もが安心して医療を受けられるように、全ての人が医療保険に加入しておりまして、我が国の誇れる国民皆保険制度がございます。このうち村が保険者として運営をしております国民健康保険、いわゆる国保と言っておりますが、国保は年々医療費が伸びておりまして、国保会計では近年基金を取り崩して運営をしております。この基金がいよいよ底をつき、極めて厳しい運営となっております。

当朝日村の国民健康保険状況は、加入者、いわゆる被保険者が1,300人余でありまして、1人当りの医療費は平成24年度の実績では県内77市町村の低いほうから9番目となっております。しかし、平成25年度は高度医療者が予想以上に多く、医療費は例年以上の伸びとなっております。今後、この2月、3月の支払いがありますことから決算に支障を来さないために、一般会計から1,000万円の繰り入れをするものでございます。

新年度の運営につきましては、基金も底をつくことから税率の改定も含め検討してまいり所存でございます。このような状況をご理解いただき医療費を最小限に抑える手段といたしまして、健康診断、いわゆる対象者には集団検診等の連絡をさせていただきますので、対象者の皆様にはおっくうがらずに受診をされることにより自己の安心または早期発見、早期治

療に努められますようお願いを申し上げます。

我が国の福祉・医療の伸びは、国を挙げた重要課題となっておりますことから、国は国保会計につきまして、現在の市町村単位から県単位の範囲での運営が検討されておりますので、今後の動向を見守りたいと存じます。

次に、産業・観光についてでございます。

まず初めに、農業についてでございます。

当朝日村は農業立村として、従来から先人、先輩の皆様が農業地域の基盤整備には積極的に取り組まれておりまして、今や古見原、西洗馬原の圃場は全国に誇れる農地となっております。国は、T P P 課題等を背景に強い農林水産業の実現に向け「地域の活力創造プラン」を掲げました。農業の競争力強化を進めるため、新年度から農地中間管理機構、いわゆる農地バンクを整備しまして圃場の大区画化、輸出戦略、米の生産調整の見直し、水田をフル活用した自給率の向上を目指すなど、従来の農業政策を大きく変換する施策を打ち出しました。

このことは、今後、国の施策を十分注視してまいらなければならない状況でございます。このような中で、本年1月には農林水産省が全国の畑地帯施設の整備状況のモデルとしまして、当朝日村を全国4カ所のうちの1カ所に指定し、視察研修をされ、今後の畑地帯の整備に生かされるとのことでございます。

次に、太陽光発電についてでございます。

昨年10月起工式を行いました畑かん施設の西洗馬調整池の上に、太陽光発電施設の工事が進められておりまして、本年6月には完成の見込みでございます。農業分野での太陽光発電施設は県のモデル事業でございまして、完成しますとまさに注目されるものと捉えております。発電しました電力は中部電力に売電し、古見原、西洗馬原の畑かん施設の維持管理等の経費が節減できるものと期待しておりまして、施設の管理運営につきましては、中信平右岸土地改良区に委託してまいる所存でございます。

なお、調整池は、昨年藻が大量に繁殖いたしまして、スプリンクラーの目詰りとなっております。今後は調整池に直接日光が遮断されますので、藻の発生を防ぎ一石二鳥の効果を期待しているところでございます。

次に、商工観光についてでございます。

国は、安倍政権となりまして長引くデフレ経済社会の脱却を目指しアベノミクスの3本の矢と言われます金融政策、財政政策、成長戦略は明るい兆しとなっておりますが、私ども地方ではいまだ現実となっていない状況が実態でございます。新年度は地方に活気が戻るよ

う国の施策を願うところでございます。

そこで、新信濃変電所についてでございます。

東日本大震災に伴います福島第一原発の大災害を発端に、国内の電力需給が逼迫しております。昨年、国内の9電力会社が共同で東京中部間連系設備の増強計画が進められております。計画によりますと、新信濃変電所の周波数変換能力を、現在の60万キロワットから90万キロワットを増強しまして、150万キロワットの変換施設とするものでございます。

工期につきましては、昨年から7カ年にわたる事業と言われまして、供用開始はちょうど東京オリンピック開催年に当たるものでございます。これによりまして、昨年は空中探査等々調査がされまして、本年は施設内の増設、送電線のルート計画案が示されるものと捉えております。今朝日村といたしましては、国内電力の需給危機に鑑みまして全面的に協力してまいり所存でございます。今後は具体的計画が示されれば、関係者の皆様を初め、議員の皆様にも説明の機会を設けてまいり所存でございます。

次に、山林についてでございます。

今朝日村の山林は村の面積の87%占めておりまして、まさに村の大きな財産でございます。しかも、村内の多くの山林は、戦後、先人、先輩の皆さんが汗水流して植林、育林作業に携わり、立派な森林となっております。

しかしながら、半世紀に及ぶ木材価格の低迷は、所有者を初め山林従業者の林業離れとなりまして、村内の木材産業は壊滅状態となっております。そして我が国木造文化の継承ができなくなっているのも事実でございます。

そこで国は、新年度の予算編成に当たりまして、新たな木材需給の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進するとしておりますので、今後予定しております役場庁舎の新築及びかたくりの里の増改修等、公共施設に村産材の活用を生かすことができますよう、国・県と連携を図ってまいり所存でございます。

次に、松くい虫（松枯れ）対策についてでございます。

報道等でご承知のことと存じますが、松本広域管内では松くい虫の被害のない市村は、今朝日村と隣の山形村のみでございます。地方事務所林務課では松本地方松くい虫防除対策協議会を設置しまして、予防事業、伐倒駆除、森林整備事業等の取り組みを行っているところでございます。しかし、なかなか終息に向かわない状況でございます。

被害市村では、住民の協力を得て各種の対応を図っているようでございますが、効果が出ていないようでございます。中でも松枯れを起こすとされます、線虫を運びますマツノマダ

ラカミキリが木から飛び立ちます時期に空中防除を実施することが効果的と言われております。

そこで、当朝日村では昨年、近隣の沓沢湖周辺で2本の松枯れが確認されておりますので、いつ私どものところへ飛んでくるのか、飛被するかはわかりませんが、議員の皆様を初め村民の皆様には、村内山林で松枯れを確認することがあれば、至急に村産業振興課にご連絡をいただきますようお願いを申し上げますところでございます。

次に、「朝日のあたる村音楽祭」についてでございます。

本年3回目を迎えます朝日のあたる村音楽祭は、ご案内のとおり民間主導のイベントでございます。来る7月19日土曜日と20日日曜日の2日にわたり開催されることとなりました。主催者の話によりますと、ことしは正念場ということでありました。スタートして3年目となり知名度も回を重ねるごとに上がりますことは、当朝日村のイメージアップに大きく貢献いたしますので、本年の音楽祭が成功をおさめられることを願うところでございます。

なお、村民の皆さんにはこのような機会はなかなかありませんので、入場券の補助を行いますことから積極的に参加していただき、夏のひとときを楽しんでいただきたいと存じます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例5件、村道の認定1件、契約1件、予算14件の計21件でございます。

まず初めに、新年度の行政運営に当たり、事務事業及び組織の見直しを行い、新年度に生活環境課を新設をいたしました。住民サービスの充実を図るものでございます。これにより、従来の3課制から4課制とし、事務事業の執行に当たるものでございます。

また、東日本大震災地域ではいまだに行政担当者が不足しておりまして、全国町村会から職員派遣の依頼を受けており、新年度職員1名を宮城県山元町に派遣をする予定でございます。なお、職員の資質向上のため、今年度も引き続き県との人事交流を行ってまいります。

次に、新年度予算について申し上げます。これは議案第19号から25号でございます。

まず、一般会計予算規模は26億2,760万円でございます。前年度対比では2億1,830万円、9.1%の増となっております。また、特別会計を含めました全7会計の予算規模は41億990万円でございます。前年度対比2億3,680万円、6.1%の増となっております。

それでは、新年度一般会計の主なものについて若干申し上げます。

まず、歳入では国庫支出金が前年度対比7,300万円の増でございます。これは村道の改修事業交付金、そして4月から改定されます消費税引き上げに伴います臨時福祉給付金等で

ございます。県の支出金は、前年度対比4,900万円の増でございますが、これは保育所建設に伴う地熱利用につきまして、グリーンニューディール事業補助でございます。

そのほか、村債が前年度対比1億4,300万円増でございますが、緑の体験館コテージの建設、小学校体育館の耐震工事分でございますが、この村債の80%が特別交付税で補填されるものでございます。

また、歳出では総務費——ほかの費もかかっておりますが、総務費で、国が平成27年度を目標に進めておりますマイナンバー制度——いわゆる過去には国民総背番号ということ言われました——この制度の施行に当たり、県の指導によりまして新年度は準備期間として事務を進めるものでございます。

民生費では、前年度対比1億1,900万円増でございますが、歳入で申しあげました保育所建設に伴う地熱利用、消費税引き上げに伴いまして臨時福祉給付金及び障害者自立支援給付金等に充当するものでございます。

商工費では、前年度対比5,900万円増でございますが、緑の体験館コテージの2棟分及びキャンプ場の整備等でございます。

土木費では、前年度対比1億8,500万円の増となっておりますが、先ほど申しあげました村道の大石原地区、原新田地区の道路拡幅工事及び新年度新保育所が新設されますと保育所の取り付け道路が課題でありまして、また、ご案内のとおりJA集出荷所の代替道路等の測量費等を盛っております。

次に、特別会計では下水道特別会計が前年度対比1,500万円、4.2%の増で、総額3億7,600万円でございますが、汚泥設備更新工事3,300万円が主なものでございます。

その他の特別会計は、ほぼ前年度並となっておりますので省略をさせていただきます。

次に、条例関係につきましては、議案第5号の課の設置条例は先ほど申しあげましたので省略をいたします。

議案第6号につきましては、昨年的人事院勧告に基づきまして一部職員の給与を変更するものでございます。

次に、議案第7号につきましては、社会教育法の改正に伴いまして、村の社会教育委員設置条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第8号の消防委員会条例の廃止につきましては、別の方法で審議をいただくこととするものでございます。

次に、議案第9号の消防団員の定数等々に関する条例につきましては、村外に転出された

方が引き続き団員として活動できる条例の改正でございます。

次に、議案第10号は村道1路線を認定するものでございますが、法に基づきまして議会にお諮りするものでございます。

議案第11号につきましては、緑の体験館コテージ8棟の工事発注をしまして、5,000万円を超えるため、法及び条例の定めるところによりまして契約議決をお願いするものでございます。

次に、補正予算でございますが、今回の補正は年度末を迎え、事業等の実施に伴います計数整理と積立基金の組み替え等が主な内容でございます。

まず、議案第12号 平成25年度朝日村一般会計補正予算（第9号）につきましては、7億7,990万円を追加しまして予算総額を46億4,290万円とするものでございます。

このうち歳入では、基金からの繰入金8億1,760万円、村債の減額2,950万円が主なものでございます。

歳出では、大雪の除雪費に2,000万円、財政調整基金の積立6,560万円、また基金からの繰入金を文教施設整備基金に2億円、保健福祉基金に6億円を積み立てるものが主なものでございます。

次に、議案第13号 平成25年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、1,180万円を追加しまして予算総額を4億7,900万円とするものでございます。増額の主な理由につきましては、先ほども申し上げましたが保険給付費が伸びているものでございます。その財源としまして一般会計から1,000万円の繰入金をするものでございます。

次に、議案第14号 平成25年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）及び議案第15号 平成25年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議案第17号 平成25年度朝日村下水道特別会計補正予算（第4号）、この3議案につきましては計数整理が主なものでございます。

次に、議案第16号 平成25年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第4号）でございますが、これにつきましては4,700万円を追加しまして、予算総額を1億8,290万円とするものでございます。この増額の主なものにつきましては、国の補正予算の追加、経済対策のために出した補正予算のために、新年度に予定したしました統合簡易水道事業を前倒ししまして実施するものでございます。

次に、議案第18号 平成25年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、除雪車の修繕費43万円を増額したものでございます。

なお、今会期中には人事案件について追加提案をさせていただく予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。担当課長及び担当者が補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（上條俊策君） 日程第27、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 3時30分

○議長（上條俊策君） これより本会議を再開します。

◎議案第11号から議案第18号までの質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第28、議案第11号から議案第18号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第11号 平成25年度木造公共施設整備事業緑の体験館簡易宿泊棟建設工事請負契約についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第12号 平成25年度朝日村一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第13号 平成25年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第14号 平成25年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第15号 平成25年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第16号 平成25年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第17号 平成25年度朝日村下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第18号 平成25年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり決定されました。

◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時39分

平成26年第1回朝日村議会定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成26年3月13日(木) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	芥藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	柳沢正喜君
総務課長兼 会計管理者	塩原忠男君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	上條晴彦君	会計課長	筒井貞子君
総務課 課長補佐	清沢光寿君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（上條俊策君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により
7番 三 村 清 君
8番 斉 藤 勝 則 君
を指名いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（上條俊策君） 日程第2、諸般の報告を行います。
例月出納検査結果報告が別紙のとおり報告されております。
報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可しました。
-

◎一般質問

○議長（上條俊策君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。発言台にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が、答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせをいたしますので、お含みおきください。

◇ 塩 原 龍 三 君

○議長（上條俊策君） 最初に、3番、塩原龍三君。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 議員番号3番、塩原龍三です。

私は、2つの質問をいたします。

まず最初に、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の配布と回収作業について行います。

昨年暮れからことしの初めにかけて、農業委員会からの農業委員会委員選挙人名簿登載申請書、これの配布と回収が各地区の地区長によって行われました。

私は、朝日村の住民全員にかかわる調査票などの配布回収を地区長に頼ったとしても問題はないと考えております。しかし、地区長の中には、農業委員会とは何のかかわりもない人もいます。農業委員会とかかわりのない地区長がその役になったとき、農業委員会の推薦の配布と回収作業は甚だ不条理な状態で、本人も不愉快な状態と考えます。

以上ですが、いかがですか。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の農業委員会の選挙人名簿、昨年の暮れから配布をしてきたところでございますが、このたびのこの選挙人名簿の作成にかかわります文書を、地区長さんを通じまして配布及び回収につきまして、今非農家の地区長さんには、なぜこのような仕

事まで村がさせるのか、筋が通らないとのご指摘でございます。

確かにこの件につきましては、農業関係者のみの書類でありますけれども、従来から農業立村として、経費節減等を含めまして常会等、いわゆる地区長さんを通じてお願いしてきているところがございます。そこで、ご指摘を踏まえまして、そのほかにもどのような文書配布がされているか、時期を見て改めて検証、検討してまいりたいと思っております。

ただ、後からまた質問があるかと思いますが、災害等のときには地区の皆さんとのかかわりもありますので、こういったところにお互いさまという気持ち生まれればありがたい、そういうことも含めて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 予定どおりの回答をいただきました。ありがとうございました。

それで、こういう例があるんだね。ほかではどんなやり方をしているかと思って、一生懸命インターネットで検索して調べたんですが、いわき市の例が、これはその理想に近いなというやり方をしているなと思ったんですが、そのいわき市の例ですけれども、まずそのインターネット画面のところ、申請書は各地区の農事組合長、これは朝日村のJAのやっている農家組合長とは別の組織です。農事組合長を通じて配布をしています。それから、提出先は農業委員会事務局、各支所、各市民サービスセンターとなっています。要は、自分のものは自分で持っていけというやり方なんです。

それから次に、農事組合に加入していないなどによりお手元に申請書が届かない方については、選挙管理委員会事務局、各支所、各市民サービスセンターの窓口で配布しておりますので、お問い合わせくださいとあります。

それから、その下にこういうことも書かれておりますね。

個人情報の保護について、申請書が農業委員会に届くまでの間に記載内容を見られたくない場合は、記入済み申請書を未記入申請書と一緒に配布した封筒に封入して農事組合長へ提出してください。なお、直接農業委員会事務局へ提出することもできますが、郵送する場合は、お手数ですが切手を張ってポストに投函してくださいとありますので、違和感を感じるようなやり方とかは、どこにも見られないんだよね。

ということがありまして、いろいろのところでのこの農業委員会の問題については該当する

人がいないという状態がありますので、うまくやっているところを、インターネットで調べれば二、三あると思いますので、そういうのも参考にしたらと思いますが。

以上です。どうですか。

○議長（上條俊策君） 村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 2回目の質問でございますが、当朝日村も、農業委員名簿は、各個人が選挙人名簿を記入しますと、封筒に入れて開示できないようにしてあります。でありますから、個人のプライバシーは十分守っております。

ただ、そこで先ほど経費節減という表現をしましたが、都市部は農家が少ないんですよ。朝日は農業立村とさっき言いました。そういう中で、今まで従来このことに関して慣例でやってきておりますけれども、そういった意味では、いま一つには、地域を通して回収するというものは回収率もよくなる。先ほど申し上げましたように、郵送で出しなさいというと、なかなか回収が思うようにいかない。いろいろありますので、そういうことも検証しながら、さりどて関係ないことに何でやらせるんだという、そういうご意見もあるのが実態でありますから、そういう中でどう捉えていくかは、今後いろいろの分野で検証させて、それで、しかも農業委員会のこの名簿だけではありませんということも先ほど申し上げましたから、そういうことも踏まえて対応を考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 大体わかってきましたので、またこれも場外でもやりたいと思いますのでお願いいたします。

以上でこの質問は終わります。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 大雪への備えとして、小型除雪機の地区への配備を。

ことしの2月14日の大雪に対しては、歩道の雪は、人手による雪かきでは、とてもではあ

りませんが間に合いませんでした。小型除雪機の地区への配備をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の大雪に備えての小型除雪機の地区への配備をということでございます。

まず、今定例会冒頭の提案説明の際申し上げましたが、このたびの記録的な大雪の際には、除雪作業につきまして、村民の皆様の積極的なご協力に感謝を申し上げるところでございます。

そこで、議員ご指摘の大雪の際に備え、小型除雪機の配備をということでございます。

議員ご案内のとおり、今回の大雪はまさに自然災害でありましたので、村は大雪対策本部を設置して対応を図ったところでございます。これによりまして、防災行政無線放送により、雪捨て場の設置を初め村民の皆様に除雪の協力依頼をいたしたところでございます。

まさに災害時はそれぞれの地域で地域ぐるみでの対応、いわゆる協働、共助、お互いさまの精神が求められているところでございます。しかしながら、今後は高齢社会が一層進み、しかも、ひとり暮らしの高齢者家庭が増加すると予測されておりますので、国・県の制度を踏まえまして検討してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 満足のできる回答をいただきましたので、これで終わります。

○議長（上條俊策君） これで塩原龍三君の一般質問は終わりました。

◇ 塩 原 操 君

○議長（上條俊策君） 次に、5番、塩原 操君。

塩原議員。

[5 番 塩原 操君登壇]

○5番（塩原 操君） 5番、塩原 操です。

一般質問をさせていただきます。

記録的な大雪に伴う農業被害に助成措置をお願いしたい。

2月の記録的な大雪は、甚大な被害を引き起こしました。関東甲信越全域、長野、山梨、群馬、栃木、埼玉、この農業被害は3月3日現在で843億円。また、長野県農政部によるこの雪害被害額は、2月末現在で54億円を超えると。未曾有の大雪、これは県内経済に深い傷跡を残さなければいいかと、こんなことが懸念されております。

さて、今朝日村においても、農業用ビニールハウス70棟から80棟ほか、関連施設等を含めると相当な被害になるのではないかと。そこで、復旧修繕費、また損壊した設備等、これ等の取り壊し、新しく再生産のためのビニールハウス棟を建てるには、これまた相当な金額が見込まれますので、ぜひこれ等へのことも踏まえた上で助成措置をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

[産業振興課長 上條晴彦君登壇]

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員の農業被害の助成措置についてということでございます。

2月8日及び14日から15日にかけての大雪によりまして、全国各地で積もった雪や周囲の雪の重みで農業施設が倒壊するなどの被害が発生しまして、長野県でも2月28日に発表されました2月14日から16日にかけての降雪による農業関係の被害概況では、ビニールハウスなど生産施設の倒壊が7,678棟など、約54億円の被害額となっております。

当村におきましても、先般村長の提案説明で申し上げました2月26日時点の農業関係被害では、ビニールハウスの倒壊が63棟、木造資材倉庫の倒壊1棟でございましたが、その後も農家の皆様から確認、報告をいただきまして、被害額は増加しております。

現在の取りまとめでは、ビニールハウスの倒壊が80棟、木造資材倉庫の倒壊が2棟となっております。このうち2月8日の降雪によるものが5棟、14日から15日にかけての降雪によるものが75棟となっております、被害の面積は7,400平米となっております。

今回の大雪による農業被害対策につきましては、今月3日に国が支援策を打ち出しまして、

それを受けて5日には県が対応方針を発表しております。

当村といたしましても、国・県、また生産団体と連携しまして、総合的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、ビニールハウスの倒壊による施設復旧、それと撤去費につきましては、国の被災農業者向け経営体育成支援事業の制度によりまして、倒壊したビニールハウスの面積を基準として、建てかえの資材と工事費につきましては、国が10分の5、県と市町村がそれぞれ10分の2ずつ支援しまして、トータルで10分の9を助成するものでございます。

また、倒壊したビニールハウスの撤去費につきましては、農家の皆様の負担がないよう国の基準単価の範囲内で、国が10分の5、残りを県と村が半分ずつ支援することとしております。

このほか、県の単独事業としまして、倒壊したビニールハウスの緊急復旧、修繕のための農道の除雪経費、育苗施設被害などで種苗確保が困難な場合の種苗確保代、農協等が行う雪害対策資金借入れを無利子化するのに必要な助成を行うこととしておりまして、当村も県と協調してこれらの支援に取り組んでまいります。また、残雪の状況によりまして、消雪剤の購入等につきましても支援の検討を行っているところでございます。

現在、それぞれの事業の取りまとめを行い、支援事業費を精査しまして、議会の決定をいただいた上で補正予算を策定し、関係の皆様にも周知を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 何か助成措置においては、本当に100%近い助成を講じていただけるというようなことであります。しかし、何せ撤去費用といえますか、潰れてしまったものをいわゆる撤去するのに、人手がないともうやれないと。こういうような、もっとも資材の高騰とかそういうのは助成措置の中で大分緩和されると思うんですが、そういう状況の中でするので、けさ方の新聞でしたか、何か大変お世話になったというようなことで、東日本の皆さんが恩返しといえますか、少しでも役に立ってほしいと、本当にありがたいことなんです。しかし、それはそれとしまして、現実問題として一日も早く撤去を、それから再生産のための施設でするので、この設備関係において、何か迅速に対応できるような形をお願いしたいと思います。

農業者にとりまして、またそういう中には、本当に希望を持って農業に取り組んでいる若い皆さんもおりますので、くじけないように、「よし頑張るぞ」と、何とかそういう意気込みで、農業というのは、長野県にとりまして、朝日にとりまして主たる基幹産業でございます。ひとつ再生産のために頑張っていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

質問は以上で終わります。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 空き家活用による一層の村の活性化について。

1つ、空き家バンクの現状について。これについても私、ちょうど設問を設定しましたので、少しはといたしますか、恥ずかしいので勉強させていただいたんですけども、これについては、大分当村では本当に頑張っておられるようでございます。しかし、再度現状等についてもお聞かせいただけたらと思います。

それから、2として、再生不可能、つまり廃屋ですか、あるいは廃屋とおぼしき建物が結構ありますので、その辺の対応についてもお伺いをできたらと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） それでは、2問目の空き家活用による一層の村の活性化について。

初めに、空き家バンクの現状につきましてお答えをさせていただきます。

この空き家活用事業につきましては、平成22年に始まりまして、これまで賃貸借契約等の成立の件数は20件、また転入者の集計は53名でございます。事情で転出した方もおりますので、空き家活用事業で現在村に住んでいらっしゃる方は50名ほどでございます。また、現在の空き家バンクへの登録物件は、賃貸が5件、売買が2件、計7件でございます。村が交付した家の改修費等の補助金は、4年間でおよそ1,500万円でございます。

以上が朝日村の空き家活用事業の状況でございます。

再生可能な空き家についてということでございます。

村内には再生可能な空き家も多く見られます。ただいま廃屋ということのお話もございま

したが、余り村ではそういう物件はございません。いろいろな事情で空き家バンクの登録等をされない実態がございます。例を挙げますと、住宅を新築し、旧宅が空き家になっても物置として使いたいというケース。それから、ひとり暮らしの方が福祉施設に入ったことによりまして空き家になったが、関係者からは、本人が健在のうちはその話にはできないというお断りをされるケース。一番多いのが、生活できるように家を改修する費用が、補助金や家賃収入より大幅に多くなってしまいます。そのようなケースがございまして、空き家があっても、実際に貸し出せる件数は限られているという状況でございます。

いずれにしましても、今後空き家はまだまだ増えると思われれます。今後も空き家の情報収集や、ホームページ等で積極的な情報発信に心がけ、さらなる有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（上條俊策君） いいですか。

塩原議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 当村における健康寿命の延身運動について。

私はこの設問のテーマについては、「シン」については、にんべんの「伸」とも思ったんですが、ちょっとへそが曲がっているところがあるものですから「身」のほうを書いたんですが、どうもやはり「伸」のほうがいいような気がするんですが。これは、設問では、「エンシン」の「シン」は「身」と書いてありますけれども、新聞を見ましたら「伸びる」ですね。「伸長」の「伸」です。そう書いてあります。

さて、1つ、朝日村の健康寿命の実態について。2つ、健康寿命を図るべく対策等についてお聞きできたらと思います。

以上。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） それでは、塩原 操議員の健康に関するご質問でございますけれども、健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間というふうに定義されております。

現在、健康寿命は3つの算出方法が厚生労働省から示されております。算出の方法によっては年数の違いなどもあることからや、小規模な市町村では統計的に信憑性があるかどうか判断できないため、当村では現在健康寿命の算出はいたしておりません。国でも健康寿命を指標として取り入れているため、今後は専門家であります健康村推進協議会の信州大学医学部教授、野見山先生にアドバイスをいただきながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、健康寿命を図るべく積極的な対策等についてでございますけれども、現在行っておりますアポプレキシー対策、これはまさに健康寿命を延伸させるための対策でございます。

アポプレキシー対策は、高血圧や糖尿病、脂質異常症等の生活習慣からくる動脈硬化を進行させないようにし、脳卒中が発生しないよう健康づくり対策として取り組んでいるものでございます。これは、県の信州保健医療総合計画の中にもうたわれておりまして、その健康寿命対策の基本方針と同様の考え方でございます。今後も一層のアポプレキシー対策を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、地域包括支援センターでは、介護予防事業として、介護が必要な状態になる可能性のある65歳以上の方を対象に、その方たちができる限り介護状態にならないようにするために、知識の普及とか介護予防教室などを行っております。これも健康寿命の延伸につながる事業でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） アポプレキシー対策事業につきましても、当村は大変頑張っておるのではないかと思います。ますます健康事業推進に向かいまして、担当者の方々、あるいは村をひくくめた形で頑張っていただけることが、とりもなおさず肉体的にも精神的にも健康寿命の延伸につながっていくのではないかと思います。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） これで塩原 操君の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（上條俊策君） 次に、6番、林 邦宏君。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、3件の質問をさせていただきます。

まず第1に、「信州 山の日」の制定について。

国政では、今国会中に16番目となる8月11日を「山の日」とする祝日法改正案の成立を目指し、また県では、7月第4週日曜日を「信州 山の日」として、また7月15日から8月14日までの1カ月間を「信州 山の月間」に制定して、山の恵みに対し、親しむ、学ぶ、守るという視点で取り組み、山に対する県民の意識を向上させ、後世代に継承していきたい。

そこで、村有地の87%を森林が占める当村の取り組みについて、村長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員の「信州 山の日」の制定について、私の考え方というご質問でございます。

私は従来から機会あるごとに申し上げておりますが、戦後、昭和40年代の我が国の高度経済成長以前までは、村有林木材収入によりまして村財政の貴重な財源であった時代でございます。しかも、村内の産業は林業が盛んでございまして、林業従事者が多く、村民生活に密着し、活気のある時代であったと記憶をいたしております。

そして、新年早々の1月17日と10月17日には、大山の神の祭典が盛大に行われました。災害のない山林を目指し、山がもたらします産業や恵みに感謝するとともに、林業従事者並びに入山者の安全祈願等々、大山の神の祭典を通じまして、村民の皆様が山に対するそれぞれの立場での思いの日であったと捉えております。

しかしながら、昭和39年、ちょうど50年前でございますが、木材の輸入が全面自由化になりまして、それ以後は安価な外国産材が国内の主流となって現在に至っております。このことは、個人の山林所有者を初め山林従事者の林業離れとなりまして、ひいては木材産業の衰退につながっております、我が国固有の木材文化の継承に赤ランプがついているところでございます。

議員ご承知のとおり、私は今まで、村の87%を占めます山林は、かけがえのない大きな財産であると申し上げてきております。そこで現在、国及び県は「山の日」の制定作業が進められておりまして、基本的には異論はございません。ただ、報道によりますと、観光が主力に感じられなくもないところでございます。

先ほど来申し上げておりますが、当朝日村では、「山の日」制定というこの機会に、国民の皆さんが森林の持つ多面的機能の恩恵に感謝をし、しかも林業に明るい兆しが見える伐採適齢期を迎えている山林の循環型林業体系になるよう望むものでございます。

なお、昨年9月定例会一般質問でもこの質問がありまして、申し上げますが、県内の地方6団体名で昨年の5月に「山の日」の制定について、関係省庁に要望を提出しているところであります。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） ただいまのご答弁で、村長の趣旨はよく理解させていただきました。

また、それにつきまして、朝日はやはりいろいろの観光の面、もしくは村の87%を山林が占めているというような、そういう立地条件もろもろある面では、それをやはり全国に向かってアピールしていく必要もあるのではなかろうかと思えます。

そういう面で、今年度、多分今の状況からいくと、鉢盛山が開山にこぎつけられるのではなかろうかというようなことで、そういう国、もしくは県のそういうイベントにもやはり乗っかっていく必要があるのではなかろうかなと思うんですけれども、村を挙げて山に関するようなイベントをもろもろの分野から設定して、それに村民、もしくは周辺の人たち、場合によってはそれに賛同される方、そういう方の活動、もしくは参加しやすいようなイベントを計画する気持ちはございませんか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほど林議員の質問でも、信州の山の日は7月15日から8月、1カ月期間を決めてあります。でありますから、これは行政が主導しなくても結構なんです。朝日は、観光では収入が一つもありません。これも現状でございます。でありますから、もっと違う方法の期待も考えていかなければいけないんですが、今朝日村の87%の森林、この先人の汗水垂らしたこの山を、循環型にして林業を活性化する、私はこれが大きな思いであります。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 循環型の林業、もしくは森林関係の管理については、やはりそれは必要なことであって、そういう思いを今後何らかの形で多くの方に理解していただけるようなそういう場を持って、私たちの世代ぐらまでは、山に対する畏敬の念がそれなりにあるような気もいたしております。

そんなことで、私たちも後輩たちにそういう思いをやはり継承していかなくてはいけないのではないかなというようなことで、もろもろの観光面でなくても、やはり山に対するもろもろの思い、もしくはそういう恵み、それから林業に対する啓発の場を設けていただければと思います。

以上をもちまして、この質問は終了いたします。

○議長（上條俊策君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 2問目なんですけれども、水資源の保全の事業進捗状況について。

この質問については、私は24年からしつこくやっていますけれども、今回で4回目になります。そんなことで質問したいと思います。

県条例、豊かな水資源の保全が公布され、間もなく1年となります。県下77市町村ではトップを切って、八ヶ岳連峰山麓の西側に位置する南佐久郡小海町の五箇水源周辺64ヘクター

ルが水源資源保全地域の指定を受け、かつ長野県森林づくり県民税を活用し、水源周辺の私有林を取得し、公有化し、町民に安全で安定した水道水と農業用水を日量1,400立米供給していると聞いております。この1,400立米は、水道水としては454立米ぐらいだそうです。

再三申し上げるとおり、当村の大尾沢水源林の県条例への対応の進捗状況、または対応を、項目を申し上げますけれども、5項目ほどありますけれども、この内容を回答いただきたいと思えます。

まず、水源林の所有者や村民に水資源条例の趣旨説明の実施。それから、知事に水源保全地域の指定申請の件。水源林の公有化について。森林づくり県民税活用の件。水源林保全事業の今後のスケジュールについて。5項目をお伺いしたいと思えます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、林議員ご質問の水源林の保全の事業の進捗状況についてということでございます。

大尾沢の水源林の保全についての対応と進捗状況の説明をということでございますけれども、順序が多少前後いたしますけれども、最初に水源林の公有林化についてと、森林づくり県民税活用の件についてでございます。

大尾沢には、村の水道水を供給しております重要な簡易水道の配水施設と、その水を取水している水源地在2カ所ございます。この水源地はいずれも個人の所有となっております、村では水源地を賃借している状況でございます。

村としましては、水源地は村民に水を供給する重要な施設でもございますので、公的管理のもとで持続的な保全を図ることといたしまして、大尾沢の水源地2カ所のほか、西洗馬にございます外山の水源地、御馬越の水源地につきましては、所有者から土地を譲っていただき、公有化を図っていきたいというふうに考えております。このうち大尾沢2カ所と西洗馬外山の水源地につきましては、いずれも森林内でございますので、周囲の森林を含めて取得しまして、公有林として管理していくのが望ましいというふうに考えております。これにつきましては、県の森林づくり県民税を活用した取水する水源地周辺の森林の土地代と立木代につきましては、上限を1,000万円としまして、取得費の3分の1を支援いただける県の水源林公有林化支援事業を活用してまいりたいと考えております。

ただし、これらの水源地の取得につきましては、所有者の意向もございます。まずは所有

者との交渉を進めてまいりたいと考えております。

次に、水源保全地域の指定申請の件でございますけれども、先ほどの水源林公有林化支援事業により森林の取得を行う場合は、その周囲の水源林につきまして、この「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」、いわゆる水資源条例による水源保全地域の指定もあわせて行うことが条件となっております。水資源保全地域に指定するためには、所有者の皆さんの同意が必要でありますので、今後、関係の皆さんへこの条例の趣旨等の周知を図ってまいりたいと思っております。

また、水資源保全地域に指定しますと、その地域内の土地を売買するときに県への届け出が必要となりまして、届け出を受理した県は村に通知することになっております。これで事前に外国資本等への水源林の売買がチェックできるようになりますけれども、通知を受けた村は、村の環境保全条例のようなものでその売買を規制することになりますので、水資源保全地域の指定申請を行う前には、事前に村でこうした環境保全条例の制定をしておく必要がございます。

今後のスケジュールでございますけれども、まずは平成26年度に水道水の水源地の公有化を進めるため、地権者との交渉を進めまして、並行して水資源条例の地権者への周知、それと、水資源保全地域指定に必要となります村の環境保全条例の制定を検討していきたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、私、この問題を取り上げていて一番気になっているというか、やはり当村の水資源というのは、村民に安全でおいしい水を提供したいということで、大尾沢の湧水を、その当時では日量1,000トンに近いものを取水して、それを提供するというようなことで周辺の整備事業にかかっている。そしてなおかつ県のほうでは、水資源に関する豊かな水の条例等ができ、そしてそれを事前届け出等が的確にできて、不用意な土地・山林等の売買ができないような仕組みをつくりたいというようなことで、この条例ができていわけなんですけれども、やはりその趣旨をこの大尾沢の、少なくとも地権者42名ほどいらっしやるみたいなんですけれども、やはりその辺にしっかりと説明なり趣旨をお話しされて、そしてまず理解をしていただくということで、殊売買に絡むようなことがどんどん進んでい

きますと、やはり信頼関係、もしくはそういう事業に対する行政の熱意とか、そういうものが相当必要になってくるのではないかなと思うんですね。

だけれども、今現在この条例、もしくは内容についての説明がなされていないというふうには私は受け取っていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） この水資源条例についてでございますけれども、策定されてから1年経過するというところでございます。村のほうでも、この水源地の関係、村行政内部のほうでもどうしていったほうがいいのかということで検討をしてございました。

今後、大尾沢につきましては、林道の愛護会等の組織もございますので、そういったところを通じまして、この条例の周知等につきましては今後検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） それから、前回のとき、この中信の地区11市村がアルプスの地域の地下水保全対策協議会というものをつくられて、それでその中で整合性を図っていかなくてはいけないというような答弁をいただいているんですけれども、その辺の活動についてはどんなようになっているのか、その辺もちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） アルプス地域地下水保全対策協議会でございますけれども、9月にご説明した以降のことは、まだちょっと今具体的には進んでおりませんが、平成26年度には、加入している町村が何らかの共通の規制をかけていこうではないかというところは話がまとまりましたので、26年度はそれに向けて研究をし、27年度にその共通の規制をそれぞれの町村の条例なり規則なりで規定していくという目標はできておりますので、26年度は研究をするという段階でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしましても、今後長野県の森林づくり県民税がもう1年たっていますから、あと4年間ですよ。その以降、その県民税が継続して徴収できるようなシステムになっていけばいいんですけども、残された時間が4年間ということになると思うんですけども、それで先ほどの説明があった1,000万円ぐらいの予算の中ということですから、その3分の1が1,000万円ぐらいと仮定すれば、3,000万円ぐらいの費用になれるのではなかろうかということで、そのぐらいの思いで、いずれにしても公有地化を進めていただいて、なおかつ水源の保全地区の指定もとられて、そしてやはり抜け道のないような形でぜひ対応していただきたいなと思います。

以上をもちまして、この質問を終わります。

○議長（上條俊策君） 林議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 健康村推進について。

健康の維持には、片輪は食生活、もう一輪は疾病予防で、これら両輪がバランスよく回転すると健康が維持されて健康寿命の延長が期待できると考えております。

平成25年度を振り返ると、食生活の分野で栄養相談や食事の管理指導に専門的な知識で対応される栄養士さん、または管理栄養士さんが不在となってしまう、栄養指導者を失った活動団体、特にヘルスマイトの方々においては、栄養士さんから得る専門知識や料理指導、栄養バランスのとれた食生活の伝授等が途絶え、苦境に陥り、活動の士気が低下してしまったと伺っています。

平成26年度には、新規に栄養指導者が就任すると聞いていますが、健康村推進をスローガンにしている当村での栄養士さんや管理栄養士さんの位置づけについて、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 健康村を推進するには、人的配置が重要ではないかというこ

とかと思います。

ご質問の栄養士につきましては、25年度当初は管理栄養士がおりましたが、都合で中途退職をしてしまいました。その後、後任を探しておりましたが、年度の途中ではなかなか見つかりませんでしたので、関係団体の皆様、村民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたかと思えます。この4月からは管理栄養士が来ると、常勤で配置するということになっておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

健康村は人の力が重要なことをございます。栄養士の位置づけといたしましては、保健師、栄養士ともに重要な専門職というふうに認識しております。指導する人も安心して仕事ができる環境を整えなければ、住民の皆さんとの信頼関係は生まれないと思っておりますので、職員の確保には努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 説明をいただきました。それで、ちょっと資料を見ますと、平成19年から22年までは管理栄養士さんが存在されていて、1名就任されていて、これは正規の職員になっておりますけれども、それであと22年、24年に関してはその管理栄養士さんがいなくなった時点でこの場合は嘱託の栄養士さんになっていると。内容的には、管理栄養士さんから栄養士さんにランクダウンして2年間対応したような形になっておりますけれども、その辺のそういうふうな形にしたのか、せざるを得なかったのか、その辺の趣旨がよく、やはり栄養もろもろの健康村をスローガンにしている当村においては、やはりこの専門職としては管理栄養士さんが対応するのがいいのではないかなと思うんですけども、その辺がちょっと疑問に思えます。

それから、保健師さんのほうは常に2人、もしくは場合によっては兼職とかそういう方が出てきて、多いときには3.5人ぐらいで、常にダブルの方が存在していて、欠員とかもろもろがあっても業務に支障のないようになっているんでしょうけれども、事管理栄養士さんに関しては1名で、その方が何らかの事態が発生してしまうと、空席、もしくは対応者がいないというふうなことで、その辺については、どのようなお考えになっているのかお聞かせください。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員の管理栄養士の件であります、どのようになっているか。これは人事上の問題ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

職員でありました管理栄養士が定年退職したときに、今朝日村に、保育園に栄養士の免許を持ちながら給食対応等をしていただいて、優秀な職員がおりましたので、その職員と話をしまして、勤務をしながら管理栄養士の免許を取りたい、その意気を感じて対応したわけでございます。それで、その以後につきましては、今住民福祉課長が申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

いま一つ、保健師さんは人がいるけれども栄養士は1人とは何か。仕事量が少ないということですか。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしましても、仕事量、それぞれの専門職ですし、1日中それが全てあるかどうかということに関しては備えてございませんけれども、いずれにしましても、事があった場合、やはり対応できるような体制というのは必要ではないかなと思いますけれども、いずれにしても、生身の人間がそういう業務に携わっていますから、何があるかわからないというふうなことで、今後においては、そういう事態が発生しても対応できるような対応はぜひ考えておいていただくなり、そういう処置をとれるような体制を整備していただきたいなと思いますけれども。

以上です。

これをもちまして、私の質問を終わります。

○議長（上條俊策君） これで林 邦宏君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩したいと思います。10時20分ということで、20分から始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時20分

○議長（上條俊策君） 再開いたします。

◇ 三 村 清 君

○議長（上條俊策君） 7番、三村 清君。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 7番、三村 清です。

私は、去る2月8日及び14日、15日の記録的な大雪の対応についてお伺いしたいと思います。

これにつきましては先ほど2名の塩原両議員からも話がありましたが、私は朝日村の安全・安心という面からこの問題を捉えてみたいと思います。

朝日村では、15日に素早く大雪の災害対策本部を設置し、情報伝達、雪捨て場の増設対応、または除雪作業への協力等に取り組んでいただき、幹線道路の除雪に全力で取り組みまして、大変ご苦労さまでございました。近年の異常気象は、今後も大雪の年がたびたび訪れそうな予感を持たれた方も少なくないのではないかと思います。村長もこのたびの記録的大雪対策の検証をし、防災計画に活かしてまいらなければならないとしておりますが、まさにそのとおりだと思います。

そこでお伺いしますが、まず災害対策本部をいち早く設置していただき、対応を図られたわけですが、朝日村災害対策本部条例を見ても、災害対策基本法に基づいて規定したとありますが、組織及び設置場所等がわかりませんが、対策本部を設置したという話だけは聞くんですが、我々のほうからは目に見えてこないということで、要するに組織及び設置場所等について、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 全部質問事項を言っていただけますか。関連もあることもあるかと思えますので。1番について。

○7番（三村 清君） それでは、また今度は対応についてですが、「みんなで防災」という

冊子があるわけですが、そちらの中で、連絡集約系統は区長、また地区長、伍長、住民のようになっています。また、対策本部設置時には、区長に連絡し役割分担の指示を出されましたが、実は私、現在伍長ですが、連絡系統から何も連絡が入ってまいりません。防災無線のみの連絡しかありませんが、この辺、要するに対策本部を設置した場合に、区長とはどのような連携がとられているのか。

要するに、いろいろな防災計画等も定められておりますが、区長さんたち、または地区長もそうですが、そのような方々は全部これは頭に入っているわけではありませんので、本部のほうからこうだよという指示が出ていかないと、なかなか下のほうへ伝わってこないということもありますので、その辺の対応についてもお伺いをしたいと思います。

それから、みんなで防災の除雪計画ですが、これを見ますと、非常の災害対策、大雪の場合も書いてありまして、その場合、40センチを超えたらもう人力ではだめだよということで、そのときの対応が書かれております。村民の対策の2に、自家用共同所有のホイールローダー、除雪機により地域の除雪に協力しましょうとありますが、下のほうに、下記に依頼または要請があった場合に経費の助成が図られるとありますが、防災無線のほうでは協力しましょうという話だけで、これが依頼に当たるのかどうか。または要請といいますか、要請は区長、地区長、伍長経由でいくような話になっていますが、その辺がどのようなになっているか、またはこれらの機器を行政のほうではしっかりリストアップし、把握ができているのかどうか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

それから、朝日村地域防災計画についてですが、これ、ここに防災計画があるわけですが、なかなかこれはふだんみんな見ないと思います。私も今回大雪になりまして、その欄を見直したわけですが、確かに大雪の欄もあります。

これはどういうことかといいますと、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があれば速やかにこれを修正するとなっておりますが、これを見た限り、私は最初のほうから見ても、これはもう全然、1回つくったのが平成13年ですか、つくったきり何も見ていない。それでちょっと心配したわけです。要するに、もう誤字脱字はいっぱいありますが、それはともかくとして、今度の大雪の対策についても、要するに雪かきはどこがやることになっているか、まずそれについて答えていただきたいと思います。

これと現状とはもう全然違っていると思うんですね。そうすると、この計画って何なのか。本当に安心・安全な村づくりをしようという気があるのかどうかというのが、これを読んで非常に心配になってまいりまして、その点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

ます。

それから、最後になります。先ほど塩原議員のほうからも除雪機の地区への配備をという話がありまして、非常に考え方はいいと思いますし、私も本郷でして、昨年地区に除雪機を1台設置させていただきました。この大雪で非常に活躍をいたしました。おかげさまでありがとうございました。

ただし、除雪機1台あっても、本郷の生活道路、あの長いところをかくのに2人で除雪機で1日がかかりでやってもなかなか、昔の、人が通るだけの道なら十分それで簡単にできるんですが、今の車が2台通る分だけをかかには、とてもではないけれども間に合わない。

たまたま朝日村では、この大雪の中で緊急の患者等も出なかったし、火災も出なかったんですが、あの状況の中で緊急の救急外来等が出た場合、対応が大変だと思うんです。

山梨県とかでは妊婦が産気づいたという話がニュースで出ましたけれども、速やかに車が通れるだけの道は何とか早くあけなかったら、安心して生活ができないということで、私としては、できたらもし各地区に1台ずつ配備するなら、例えば50万円のものだったら、1台配備するのに10万円ずつ助成すれば、要するに5台は入るということでありまして、それには必ず緊急の場合には対応をお願いするという条件つきで入れていただくと。数がないと、なかなか速やかな除雪ができないということですし、その辺について、この大雪対策についてはお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） それでは、三村議員の記録的な大雪への対応についてお答えをさせていただきます。

初めに、大雪災害対策本部及びその対応につきましては、村長より今定例会の冒頭の挨拶、また先ほどの一般質問等で触れさせていただきました。私のほうから少し詳細についてお答えをさせていただきます。

村の災害対策本部の設置につきましては、一定震度以上の地震が発生した場合のほか、村長が必要と認めるときに設置されます。今回も幹線道路への支障、また雪害の発生のおそれが見込まれることから、翌日の15日午前10時に役場へ災害対策本部を設置させてもらっております。

この災害対策本部につきましては、組織とすれば、役場の体制がそのまま対策本部という

形で組織されておりまして、そこで必要となる機関等がございましたら、そこで要請を図っていくと、そんな組織でございます。

今回もその中で区長さん、また地区長さんに地域内の除雪の要請をさせてもらっております。それから、幹線道路の対応を県と詰めたり、そんなようなところの状況も進めさせてもらっております。

また、今回は消防団に要請をしまして、火災に備えて消火栓や消防施設の除雪をお願いしておりますし、住民に対しましても、集落内の水路がとまっているために、火災予防を徹底するよう告知放送で何回も周知を図ったところでございます。また、ひとり暮らしの高齢者の安否確認等を民生委員さんをお願いをしております。等々、そこで対策本部の中からいろいろの機関にその対応をお願いしているというのが対策本部でございます。

なお、対策本部は、幹線道路の排雪作業がおおむね終了しました2月24日に解除をしております。

続きまして、朝日村防災会議及び防災計画についてでございます。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づきまして、各自治体の長がそれぞれの防災会議に諮りまして、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めております。主には行政の災害対応のための計画というように捉えていただいて結構だと思います。計画の作成に当たっては、国で定める防災基本計画、また県が作成する県地域防災計画に抵触しないよう作成をしているものでございます。

朝日村においては、平成13年4月に地域防災計画を作成しております。これまでも今現在この計画に基づいて災害の対応、また訓練等行い、災害防止の推進を図っているところでございます。

近年、東日本大震災を教訓としました災害対策基本法の改正が平成24年6月、それから25年6月に行われております。これに基づきました国の計画が平成25年12月、それと県の計画がこの2月に修正が行われております。村はこれを受けまして、上位計画を反映した修正作業を進めているところでございます。今後、計画素案ができたところで防災会議に諮ってまいりたいと考えてございます。

除雪機の購入補助金制度につきましては、先ほど塩原龍三議員よりご質問がございまして、村長のほうからお答えをさせていただいております。三村議員の緊急の場合も含めまして、除雪機の助成制度の検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） まず、災害対策本部ですが、この基本法によると、何を書いているのかよくわからないんですよね。要するに、災害対策基本法でつくれというからつくったという形しか読めないです。実際、先ほど聞いていますと、役場に設置したという話でしたが、ここが防災センターではないんですか。要するに、何で場所にこだわるかといいますと、区長さん、地区長、連絡するようになっていきますよね。そうすると、必ずその場所に連絡しなければいけないわけですが、そうすると、場所がしっかりこれ決まっていなくて、だから、何か防災センターがあるのに、役場のほうへ設置するというのはちょっとよくわからないんですが、その辺何で役場なのか。防災センターではないんですか。

○議長（上條俊策君） 総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） 今回の対策本部の場所を役場にしました理由でございますが、まず情報収集をするという中、いろいろな、例えばまず県、それから地域の皆さん等、いろいろな機関と情報連絡を取り合うには、今回の場合につきましては、まず役場が一番適した場所という判断をしております。なお、地震等につきましては、この場所が本部の場所になっておりますが、その場合にはそれなりの場所を指定していくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） その都度その都度場所が違っていると、なかなか下のほうが混乱してしまうのではなかろうかと思っております。みんなで防災の中では、連絡集約系統、これはもう先ほども言いましたが、区長、地区長、伍長、それから住民へいくということになっています。

問題はこの役割分担の中ですが、私がどうしても理解できないのは、たまたま私伍長をやっているんですが、伍長内の被害状況の把握、これはもちろん結構です。伍長内、災害弱者の安否確認、当然だと思っております。これを区長または役場への被害状況の報告になっているんですよね。ここはどうして地区長を飛ばして区長に行くのか。役場へ直接、要するに伍長か

らもう直接連絡本部とやるのか。逆を言いますと、上へ行くと、地区長のところでもそうなんですよね。区長または役場への被害状況の報告になっていますが、区長または役場へ、どっちでもいいような書き方をしているんですが、区長も区の中の状況を把握しなければいけない。地区長は地区の中の状況を把握しなければいけない。それを飛ばしてこれを書いてあるということは、ちょっとおかしいなと思いますが、いかがですか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） まず、村の防災の関係ですと、地区防災組織がございまして、その最小の単位が地区でございます。それを取りまとめるのが区でございます、区がそれを取りまとめるという前提の中、村に報告をしてもらうという、そういう流れでございます。また、先ほどの役場に設置をしたという中には、やはり放送を発信するシステムが役場にあったことから、非常に便が図られたということもございまして、役場に設置しております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 言っているとおりだと思うんですね。ところが、実際にここに書いてあるのはそうではないと。こういうのは早く修正していかなければならないと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今、行政無線で連絡しなければいけないから役場へ設置したという話になっているんですが、これ読みましたか。朝日村地域防災計画。これは防災無線の使用計画なんか何もありませんよね。ここに書いてあるのは、これから防災無線を設置して活用しようという話なんです。だからさっきから言っているんです。見直しなんか何もしていませんかと。もう防災無線は設置されました。そうすると、これを今度はこの計画の中へ組み込んでいかなければならないんですが、朝日村の安全・安心を守るために今皆さん活躍していると思うんですが、ここへ全然そんなものは反映されていない。もう設置されて何年になりますか。だけれども、それを活用するために役場へ設置した。要するに、これ、村民に周知していることと、皆さんがやっていることが全然違うということなんです。その辺

についてお伺いしたいと思うんですが、早急にこれ直す必要があると思うんですが。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） 朝日村の防災計画につきましては、毎年見直すという中ですが、大きな修正点がなければそのままですが、一度13年以降見直しをさせてもらいまして、そこには載っておりませんが、修正をさせてもらっております。

ただ、その計画につきましては、上位計画がここでできてきたものですから、今現在修正をしております。また、根本的な計画の中で、この防災計画の一番のもとになるものは、一人一人が防災意識を高めていく。それからその備えをしていくということで、基本的なところは全く変わりありませんので、途中の改正等は書面的にはないんですが、基本的なところは一緒だという考えでございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 先ほどの質問で答えていただけていないところがあるんですが、要するに除雪計画ですね。除雪路線、担当者、これも前のままなんですよ。大体、課もそうですね。建設水道課から連絡するようになっていきますよね。それで業者は清沢土建、寿組建設、伊藤重機、電話番号も全部載っています。それで見直してあったと。これを私たちが預かったのはまだ二、三年前ですよ。全然もう見直してなんて、これには基本法に基づいて毎年見直しをしると書いてあるではないですか。だから何もしていない。これで本当に朝日村は安全なの、安心なの、全く心配ではないですか。ぜひこの見直しのほうをお願いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） ただいまのその中に記載してございます除雪体制でございますが、これにつきましては、毎年シーズン初めに除雪会議を行いまして、それぞれの関係機関、業者、部署等で1年の計画を立てながら、それに沿って除雪をしているという状況ですので、実際のところの除雪に支障を来すようなことはございませんが、いずれにしましても、計画のほうは修正を今行っておりますが、行っていく考えでございます。

以上です。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 大体これを早急に直していただいて、早く安心できる体制をつくっていただきたいと思います。

先ほどの依頼された場合の除雪の費用の話ですが、これは経費の単価は村で決めた単価とするということになっておりまして、これに時価が反映されていないと思うんですが、実際今単価幾らということで決められているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） 大雪時の集落内の除雪の協力につきましては、12月に地区長さん宛てで文書でご依頼を申し上げております。それと1月の地区長会の際にも説明をしまして、大雪時の村から協力要請をした場合には、組織的な集落内の除雪に取り組んでいただきますこと、事前に集落内の除雪が可能な除雪機械の把握をしていただくこと、それと大雪時に要請があつて除雪機械を使用した場合には、村のほうで重機使用料をお支払いするという確認をさせていただいております。

使用料の単価につきましては、農業用の機械、また建設機械、これは具体的にはドーザーとかショベルローダー類でございますけれども、使用した場合は1時間当たり1,000円でございます。小型除雪機、これは手押しのもので1時間当たり500円、それと排雪、運搬に使用しますトラック類につきましても、1時間当たり500円ということで決めさせていただいております。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） この500円等には要するに燃料費も全て入った単価ということでしょうか。

○議長（上條俊策君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） 使用料の単価につきましては、いわゆる重機使用料、機械の

損料と燃料代を含んだものでございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） おおむねわかったわけですが、どちらにしましても、この単価についても、今みたいに燃料費が上がっているようなときには、もうちょっと対応できるような体制をぜひ望みまして、早くこの防災計画の見直しにつきまして、安心して住めるような村づくりをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） 三村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 県道松本新田線新田道路の街灯の設置についてであります。これにつきて、平成24年9月議会で一般質問いたしまして、これにつきては、PTAのほう、あそこは暗くてどうしても危ないと。要するに変質者がでたり、またはけものが出たりしやすいということで、ぜひ何とか早くつけてほしいという要望をしたわけですが、そのときに、当局のほうも非常に前向きな返答をいただいたわけですが、なかなかその後これという動きがないものですから、再度改めて、何かあってからではなかなかいけないわけですが、行政はともかく、これ朝日村ということではないんですが、どこでも何か事がないと動かないというようなことが非常に多いもので、まず起きない前に早く設置していただきたいということを要望するわけですが、また当局の前向きな返答をお願いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） 三村議員ご質問の県道新田松本、新田バイパスの歩道への街灯設置についてでございます。

この新田バイパスへの街灯設置につきては、県道ということもございまして、村としましては、県の事業で設置をしていただきますよう県に対して要望を行っているところでございます。

三村議員からは、平成24年9月に一般質問をいただいているところでございますけれども、

県の次年度事業の要望時期が毎年6月ということでありまして、この新田バイパスへの街灯設置事業につきましては、昨年の6月に平成26年度に実施いただくよう県に要望をしているところでございます。

県では、平成26年度の当初予算の中で検討していただいているところではあります。担当者との協議ではなかなか難しい状況もお聞きしております。県道バイパスにつきましては、村の幹線道路の中で唯一街灯が設置されていない路線となっております。村民の皆様の要望もお聞きしておりますので、平成26年度に県で設置できない場合は、村で設置できますよう、今議会に上程されております村の平成26年度当初予算の土木費に関連予算を計上していただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 非常に前向きな話をいただきまして、本当にありがとうございました。

どちらにしましても、これも村民の安全・安心の一環でございますので、ぜひ早目に対応できるようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで三村 清君の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（上條俊策君） 次に、8番、齊藤勝則君。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

最初にちょっとお願いしたいんですが、質問項目数のところに書いてありませんので、4項目ですので、4と入れていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、第1番目の質問であります。私の思いも入っているものですから、ちょっと読ませていただいて質問したいと思います。

今回の大雪のことが主なんですけれども、最近の異常気象災害の対応のあり方についてということで、今回の大雪もまさに歴史的な降り方で、村民の皆さんも行政も除雪の追いつか

ない状況だったわけですが、確かに事情もよくわかるわけでありますが、今までの多くの議員さんからも出されていましたが、何か行政と地域住民との連携がとれていなかったのかなというような感じがしてなりません。大雪の情報は既にニュース等で事前に入っていたわけでありますので、いち早く住民と一体の対策本部を立ち上げてもらいたかったわけであります。

今回のような異常な降り方では、行政は一番先に県道、村道などのいわゆる村のメインストリートをまず先に通行できるように確保するための重機の手配だとかをしていただき、もし重機等に間に合わない場合には、村内外に大至急お願いしていただくというようなことも大事かなと思います。

それと同時に、各区に連絡をとり、それから先ほども言いましたけれども、地区長、あるいは伍長とか、集落内の道を地域住民の協働で、昔のように、たしか私は思い出しますが、小学校へ通っているころ、古見もそうでしたけれども、沢尻街道とかああいうところはみんな地域が出て、こういう大変なときは雪かきをやったわけです。

私も今回は大変で、実は役場へも走っていったんです。ところが役場の方たち、人数が少ないということもあると思うんですけども、手いっぱいでも何とも言えなくなってしまったんですよね。やはり役場の職員も大変だなというような思いがしたものですから、ちょっと言えなかったわけでございますけれども、やはり今回は本当に想像を絶する想定外の雪だったなということで、ぜひ自発的に例えば区とか地区とか伍長とか、そういうところで昔のような雪かき隊みたいなことも、やはりこれからは考えていかなければ、これだけの大雪の場合は、なかなか道の開通ができないのではないかなということで、中には私の近くでも会社へ行けないと、弱ったと、2日ぐらい行けないというような方もいたわけです。

ですから、そのときに、今回もここに書いてあるんですが、私の近く、南上とか沢上があるわけですが、そして場所が古川寺近くで、御馬越やほかと同じで、朝日村でも一番雪の多いところなんですけれども、このときにやはり通れないということで、誰ともなく南上、沢上の皆さんが、一家から、お年寄りも難しいかもしれないけれども、出られる方でいいからぜひ出ていただいて、雪かき隊、それからスコップ隊、トラック隊、これをやったんです。

私はこの行為はすばらしいことだと思ひまして、やはり地域の人たちも地域を守らなければいけない。しかし、大きな道は、先ほども言ったように、行政のほうで大きな重機でやっていただかなければいけない。

私も今まで大雪が降ったときに、地域外のおそへ行っていたときには、朝日村は雪かきは

一番いいんだぞということを今まで言っていたんですが、今回は、実は朝日村を外れたら、多分村内の集落道はそんなことはなかったと思うんですが、県道だけはグレーダーか何かで広くかいてあって、よけ違いができたんですよ。村内によけ違いのできないところはかなりあって、今回は大分そういう意味で、いろいろの方からもいい案が出たのではないかなと思うんですけども、やり方があるのかなという感じで、今回グレーダーもちょっと余り出せなかったということで、腹の下に歯がついている重機ですけども、いわゆる普通のホイールローダーでやった後グレーダーでやれば、こうやれば道は幅広く確保はできるんですけども、そこら辺がどうしてもできなかったかなというようなのもちょっとあるんですが、そんなようなことを、やはり二手に分けて、行政はまずそういうメインストリートをやっていたくということで、また地域は地域で、区を通してとにかく地区、そういうところを昔のような、私らはやはり自発的なそういうものをつくっていかないと、なかなかこういう大雪には対処できないのではないかなと思ったわけです。

それと、今までの議員さんも出しているんですが、地域にここの私1番、2番、3番の質問をここに出してありますが、その中でも中型の除雪機、あるいは小型の除雪機、中型ですと大体70万円前後だというんですが、それと小型だと20万円台、30万円台ぐらいのがあるんですけども、これをどうしてもやはり地域防災のために置いておいていただきたいということと、2番目としましては、破損、倒壊のビニールハウス、これも今まで出しているんですが、それ以外にも、いわゆる私なんかもそうなんですが、農業以外でも大雪で潰れたようなハウスがあるんです。いろいろに使っているハウスがあるんですが、全てのハウスに、農業とかそういうのに対しては、具体的に県からも支援の対策が出ていますのであれですが、ぜひそういうところにも温かい支援をしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

また、行政、区、地域住民、いわゆる行政、区、地区、こういうのが今まで防災の中であるんですが、トップの方たちが何年かで交代しているわけです。結局そうすると継続性のもがないんですが、今回私たちが経験したその沢上、南上、これは実は地区を越えているんですね。道路に面したところでみんなに声をかけ合って、皆さんが出るから私も出ないわけにはいかなかったけれども、それは家の屋根裏の雪を落としていたんですが、疲れていたんですけども、これは出なければいけない、そういう思いに駆られたわけです。

やはりそれをやってみて、昔の小学校の道の雪かき隊というのを思い出したんですが、雪をかいていた人たちのことを。やはりこういうものは行政にお願いしなければいけないけれ

ども、私たちの中からも高齢者のお宅の入り口だとか黙ってやってくれる方、私前の質問でも出したんですが、何人か見えています。そういう自発的なことも、ぜひ人のことではなくてやっていかなければいけないということを思いました。

それから、今最近結構各個人で小さな除雪機を持っている方もいるわけですが、自分の守備範囲は守るわけですが、あと家の庭に置いたりしてあって、こういうものも、何か村のほうから支援していただいて、幾らか、先ほど500円と言いましたか、そんなような形で貸し出せるようなことを、ちょっと力を入れて行政のほうからも指導していただいて、ぜひその地域の道路を、集落内はまず開通させるようなときに支援していただきたいということで、私の近所でも何台か持っている方がいるんですけれども、みんな個々の所有で、なかなかほかの人たちの困っているようなところまでかかないというのが現状であるわけです。それで、そういうようなところにもぜひ指導をしていただきたいと。持っている方はぜひ地域のために、さっき言ったように安価ですけれども、安価で貸していただけるようなやり方はできないかなというような指導をぜひ行政としてやっていただきたいなど、このように思います。

また、これにあわせて、ことしここへきて非常に寒さもあったわけで、実は私も情報が入っていたんですけれども、県内で二十数カ所、二十数自治体ですかね、灯油代、これの補助というようなことをやっているところが既にあるわけですが、時期的にはちょっと遅くなってしまうんですが、今後そういうようなことも、消費税も上がる時期でありますので、ぜひ考えていっていただきたいなど。

質問は前後してしまいましたが、1番、2番。まず1番は、住民との連絡強化、組織づくり。それから2番は、ビニールハウス倒壊、破損その他の支援。それ以外の農外のそういうものもぜひやっていただきたいと。それから3番目、除雪機の常備、こういうようなことですね、あわせて後でちょっと聞きたいわけですが、グレーダーが何で今回余り働けなかったかというので、そこら辺の内容もちょっとお聞きしたいと思います。それから、今の消費税増税が控えておるわけですが、燃料代の支援とかそういうようなことも考えていただけたらなど、このあれにあわせて、私、異常気象災害の対応の中で質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の異常気象災害の対応のあり方でのご質問でございます。

私は、今定例会の冒頭、提案説明の際申し上げておりますが、今回の記録的大雪、先ほど塩原議員のときも申し上げております。歴史的な異常気象でございますが、まさにこれは自然災害でございます。そこで、今朝日村は、去る2月の2回目の大雪に際しまして、14日の降り始めの日には、防災行政無線放送で全村民の皆さんに大雪警報発令について周知をいたしました。そして15日には大雪対策本部を設置し、対応を図ったところでございます。

そこで先ほど、いつもと違う、グレーダーが働かなかった。これも提案説明の中で申し上げますが、雪が多かったために、グレーダーが懐に抱いて、いわゆるグレーダーが利用できなかったということでありまして、今回はタイヤドーザーが主力でありましたために、機種、いわゆる除雪の機種が少なかった、そのために村民の皆さんにそういった意味で周知をさせていただいて、お願いをしたところでございます。

議員ご承知のことと存じますけれども、大災害の際は自分の身は自分で守る、地域、家庭で協力し合う、そういった防災対策が肝要でございますが、そういった意味から、例年8月末、または9月上旬の地震総合防災訓練で、防災会、いわゆる各区長さんの責任のもとに実施しているところでございます。

特に昨年の地震総合防災訓練は、村が主導でなくて、まさに防災会議の会長の区長さんの発想のもとに昨年は実施したところでございます。今回の災害もそういった意味では同様の捉え方をさせていただいたというように理解をいたしているところでございます。

また、村は従来から除雪等に関しましては、先ほども産業振興課長からほかの議員さんに説明しておりますが、この12月には回覧板及び防災行政無線放送を通じまして、村民の皆様へ除雪にかかわる周知をいたしまして、そしてこの1月の区長会、地区長会には、除雪作業について地区内で機械所有者にご協力いただけるよう、地区長会を通じまして地区長さんをお願いをしております。そしてなおかつ今回は区長、地区長さんには重ねて文書で緊急依頼を行ったところでございます。

今回の大雪に対しまして、地区長さんがこれを理解され対応されたところは、素早く除雪作業がされた地区が村内に数地区ございます。そこで、議員ご質問の組織づくりということでございますが、組織は既に今申し上げましたようにあるわけでございますが、課題は、各地区防災部会の組織が機能するかどうかは、防災部会の責任者の意識の持ち方でございます。今後は、総合防災訓練を通じまして意識の高揚を図ってまいりたい所存でございます。

そのほかにつきましては、担当課長から申し上げます。

○議長（上條俊策君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、斉藤議員ご質問の破損、倒壊のビニールハウスの支援についてでございますけれども、この破損、倒壊のビニールハウスの支援につきましては、先ほど塩原 操議員の質問の答弁のとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、中型除雪機の将来的な常備ということでございますけれども、今村長のほうからもお話がございましたが、今回の異常気象による大雪は、村では平成13年以来13年ぶりのことでございますので、まさに自然災害であったと思われまます。

各地区におかれましては、地区の皆様総出で集落内の雪かきをしていただいたり、地域の方が所有する除雪機で雪をかいたり、軽トラで雪を搬出するなど、積極的に協力をいたしております。

村民の皆さん、大勢参加して実施していただくこの共助による除雪の取り組みでございますけれども、村民の皆様の労力は必要になりますけれども、重機での除雪に比べても効率がよく、地域防災力の向上を図る上でも、こうした地域ぐるみの除雪は必要不可欠であると思っております。

また、こういった災害のような大雪に対しましては、地域でこうした中型除雪機、小型除雪機なんかの体制づくりを事前に進めておいていただければということと考えておまして、集落内の除雪につきましては、今後も地区長に協力を要請する中で、住民の皆さんに自主的に取り組んでいただきたいと考えております。ですので、こうした小型除雪機、中型除雪機等の配備等につきましては、先ほど村長の答弁にもございましたが、今後検討してまいりたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（上條俊策君） 塩原総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） それでは、私のほうから灯油代の支援についてお答えをさせていただきます。

議員申されますように、現在灯油価格は円安等の影響で値上がり傾向にございます。県が行っております石油製品価格動向調査では、ことしの1月の灯油18リットルの小売価格の県の平均は、昨年に比べまして108円高い1,854円となっております。今年度、県下市町村の暖房代支援を行っているところは、南信や木曾地域を中心に、2月18日現在で17市町村が

実施しております。過去には村も平成19年と20年度に福祉灯油助成券を交付する事業を行っております。ただ、このときは、国が特別交付税等の措置を行うなど全国的な取り組みでございました。

村としましては、今後さらに灯油価格が上昇しまして生活に影響を及ぼすことがあるようでしたら対応しなければならぬと考えておりますが、季節も既に3月半ばでありまして、今後灯油等の消費も少なくなると考えます。そのようなことを考えれば、今期の支援は見合わせたい、そんな考えでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今も村長、課長のほうからも大変しっかりした答弁をしていただいたわけですが、グレーダーについては、雪の量が多過ぎたという、確かに私も機械のことはある程度わかるものですから、あの腹では抱え切れないものですから、普通のいわゆるショベルローダーと併用か何かでやらないと、とても無理だなという感じは受けたんですが、山形がたまたま私が見たときにグレーダーがかけてあったんですね。幅が大体交互通行ができたというんですかね、その幅だったんですね。

今までも、その降った後の直後に、私松本まで行く用事があって行ったら、朝日がちょっと一番狭かったという状態で、殊に村の入り口、下原のほうもそうでしたし、そこら辺が急に狭くなってしまったりしていて、ちょっとこれはどうしたことかな、優秀な朝日村がどうということのかなと思って、私も今回は、それで役場へ行ったところが、本当に役場の職員の皆さんも手いっぱい、私、役場の職員のこともちょうと考えなければいけないと思ったくらいなんです。体制的に。もう本当にこういう大変な時期というのは、手が足りないくらいだと思うんです。自分の家のこともあるだろうし、それから行政の中での村の対応というのもあったりするもので、やはり今後はそういうことも考えた役場の充実、職員の充実というのも大事ななということを感じましたね。

そういう中で、やはり連絡体系の一本化というのを、ぜひこういう中で大いに発揮してもらって、地区にも大いに力を発揮してもらおうような指導をぜひ行政のほうからも、やってはくださっているわけですが、実際にこういうときは、やはり地域の皆さんの協力がなければ、私はこれだけの大雪は解決できないと思うんです。そういうところの連携の強化を

ぜひこれからやっていていただきたいということで、この1番目の質問はこんなところでございます。

大変前向きな回答をいただきましたので、終わらせていただきます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 私の質問はいつも長いわけですが、そういう中でちょっと読ませていただきまして、やっていきたいと思います。

健康村推進事業にさらなる力をということで、今までの議員さんからも出してもらっているんですが、当村は、以前健康村推進事業が県内でも先進的に進められたことで有名でありましたが、私はまさにこのことが現在当村にとっても大切なことであると思っておるわけであります。

最近、どの自治体でも国保料の値上げや法定外の財源投入が多くなっていますし、基金も取り崩してなくなってきている大変な状況です。また、各戸の負担が限界に近くなってきています。また、団塊の世代がこれから高齢化していきますと、なおさらのことです。

そこでとても重要なのが、私は病気になりにくい健康体をつくることを推進する、昔やっておりましたこの健康村推進事業がこれから大変大きな力になると思うわけであります。そして、大変な財政の中であるんですけれども、医療費の負担を少しでも減らすことが重要ではないかなと思っております。そのための正しい生活習慣の指導など、保健師さんや管理栄養士さんはどうしても必要であり、シンポ等もやり、村民の健康に対する意識の高揚が村全体の医療費の軽減に、昔のそういう経験からつながっていくのではないかなと私は確信しています。

そこで、次のことをお聞きしたいわけですが、例えば、私たちみたいな大人の生活習慣病の指導とかシンポジウム、セミナー等をぜひ実施していただきたいこと。また、常日ごろの健康に対する指針をぜひ、こういうものをやったら生活習慣病にも強いんだと、アポプレキシとかこういうものに対しても対応できるんだというような、そういう具体的な指導をぜひちょっと力を入れてやっていていただきたい。

それから、健康体をつくるための安心・安全な食事指導、これ今言いましたけれども、食事指導の推進と、スポーツ等も、今村で看板等を何カ所かに立ててもらってやっているわけ

ですが、これから暖かくなれば、また何人かの方が歩くようなことともしてきたいと思います。私は昔のこの釘本先生がやっていたころの健康村事業、非常に成果が上がっていることを思い出して、ぜひこの医療費がこれだけ増大してきている中で、どうにかして私たちも医療費の軽減をしていかなければいけないと、こういうことには一番健康村の推進が大事だということを感じておりますので、ぜひ今の2つの質問に答えていただきながら進めていっていただきたいと思います。

3番目に、日常生活の改善ということも書いてありますが、これは前に私が、やはり自分が糖尿の気もあるものですから、実は各場所に検査紙を置いていただいたり、あるいは写真を、あれ非常に目で見てわかるんですね。食事をこういうものをとれば血糖値も下がるとか、具体的にやはり今度はどういうことを注意するというのを、指針も今健康村の中でも出ていますので、そういうものの具体的に誰でもわかるような、ちょっとそういうものの指導、表示できるようなものの指導もやっていただければ、常日ごろ気をつけて、健康に対してやはり皆さんが注意するのではないかなと思いますので、ぜひやっていただきたいなど、こんなことで、3つの質問をここに書いてありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） それでは、斉藤議員の健康のことに関するご質問でございますけれども、専門家による指導とシンポジウム、セミナー等の開催という1点目でございますけれども、まず専門家による指導ということでございますけれども、役場の保健師や管理栄養士も専門家でございます。それから、直接住民の皆さんへのご指導はございませんけれども、私ども行政に対しては、健康村推進協議会において、村内の先生、信大の先生、それからことしからは村出身のお医者さんに参加していただき、朝日村の健康への取り組みの方向性や具体的なアドバイスをいただいているところでございます。このことについては議員もご承知のことと存じます。

現在村では健康診断後に保健師、管理栄養士により指導を実施しておりますけれども、生活改善の必要な方には継続的な支援を実施しております。また、いつでも保健師、管理栄養士は相談に応じておりますので、お声をおかけいただきたいと思ひますし、村内の先生方にも広報紙に執筆していただいたり、研修会の講師等を務めていただいているということもござひます。シンポジウムとまではいきませんが、2年に1回健康講演会というのを実

施しておりますので、ぜひ参加していただきたいと思いますし、平成26年度はこの2年に一度の年に当たりますので、皆様も仲間を誘って参加していただきたいと思います。また、26年度は特に糖尿病について専門家の先生のご協力をいただきながら教室を開催するという予定にしております。

また、ただ漠然と講座に出席しても効果が薄いのではないかと思いますので、具体的な数値目標を持ち参加すれば、効果も上がりますし、長続きすると思います。目標を定めるお手伝いは保健師、管理栄養士も行いますので、気楽にお声をかけていただきたいと思います。シンポジウムなど大きなイベントを行うことは今のところ考えておりませんが、地道な取り組みを続けていきたいと思っております。

次に、健康体をつくるための安全・安心な食事指導の推進とスポーツの推進ということでございますけれども、ちょっと25年度は管理栄養士が途中でいなくなっていましたけれども、26年度からは管理栄養士を配置することになっておりますし、各年代を通じて、乳幼児は乳幼児健診等により、保育園は保育園の訪問により、小学校は小学校の先生方と協力し、給食や食についての勉強会、折に触れてそういうことを子供たちに教えておりますし、成人ではやはり食改の皆さんのお力をいただきながら健康食の紹介等を行っているところでございます。

次に、スポーツの推進についてでございますけれども、こちらも公民館と共催によりますスポーツ普及教室を春夏バージョン、秋冬バージョンとつくっておりますし、ぜひこちらにも皆さん参加していただきたいと思います。

また、朝日村にはオリジナルの健康体操やゲタっち体操もございますので、ちょっと今下火になっておりますが、これらの普及にも再度力を入れていかなければいけないと思っておりますし、議員おっしゃるように歩くコースもございますので、こういうものを活用しながら長続きのする健康運動管理というものを普及していきたいと思っております。

それから、日常生活改善の指導強化ということでございますけれども、やはり生活改善ということは、自分がその気にならないと、意識を持たなければできないということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、健康診断の後の個別指導などを行っておりますので、これにはその方お一人だけではなかなかうまくいかないということもございますので、家族、それから社会の全体の中で協力を得ながらやっていくということも必要かと思っております。

また、平成26年度は健康診断の受診勧奨に重点を置いておりまして、まず健診を受けてい

ただくことが第一でございます。そしてそこから自分の健康が見えてきますので、専門のお医者さん、保健師、管理栄養士等、また家族の協力を得ながら自分の健康を守っていくということをお勧めしたいと思います。

健康センターでは、保健師、管理栄養士、職員、一般の職員でございますけれども、一丸となって皆様の健康をサポートさせていただきたいと考えておりますので、村民の皆様も、今健康だからと安心せずに、日々努力を重ねていただければきっとよい結果がついてくると思いますし、次の世代にも健康の意識がつながっていくと思います。健康は失って初めて気づくものでございます。健康保持は個人の自覚によるところが非常に大きいということでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 再質問というわけではございませんけれども、今課長のほうからもしっかりした回答をいただきましたので、健康体操とか、朝日村もゲタっち体操みたいなものがありまして、非常に前は盛んにやっていたんですが、ちょっとこのところ下火になっているかもしれませんが、そんなようなこととか、あるいは私前からお願いして、糖尿病についての写真のあれをやってもらったり、トイレに検診の検査紙ですか、そういうものを置いてもらったりして、常日ごろからいろいろの疾病に対して目標を立ててやっていくことは、やはり疾病の防止につながっていくというようなことで、健康村推進の今この審議会があるわけですが、本当にこれはありがたいことで、各会の専門の方がみんな集まっていたいて、それぞれの観点から言ってもらっているもので、ぜひこれはさらなる力を入れて、医療費になるべく負担がかからないようなやり方を、朝日村はさすがだなというようなふうに、ぜひ健康村の事業をこれからも力を入れてやっていただきたい、こういうことを述べまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3番目の質問でございますが、医療機関への乗り物の対応についてと

いうことでございます。

まだ現在実際に営業しているわけでございますが、プライバシーのこともありまして、少し私も気がかりなのではあります、最近ちょっと耳にしたわけですが、地域の医院さんが、長年頑張ってくれて本当にありがたかったわけでございますが、閉院するやのお話をちょっと耳にしたわけでございます。

まずは大変ご苦労さまと、私から一言お礼を言いたいと思うわけでございますが、と同時に、医者にかかる患者さんも大分高齢者が多くなってきているわけでありまして、そこで、その患者さんたちが、例えば村内の医院もありますが、村外の医院に行くためにも、交通手段を今後やはり考えていく必要があるのではないかなと、そんなことを思いました。

今、村内には医院が2軒ですかね、それから歯科医院が2軒でありまして、やはり村外への医療にかかる方も、私が見受ける中でもかなり多く見受けられるわけでありまして。自家用車で行ける方はよいのですが、高齢者の方の足の確保が大変であります。

そこで、何か近隣の医療機関への交通手段の手だてというか、手段というものはないのかなと、そこをお聞きしたいわけでございますが、今村内としては、デマンドで接続のところまで行っていただいて、村外のところへは行っていただいているということでございますが、何かほかの方法というのは、私もこの公共交通の関係の委員をさせていただいているものですから、そこでもやはりお願いしようかなと思っているんですが、これから今後高齢化が進む中で、ぜひちょっと考えていただきたいということで、何かその辺どのように考えているか。ちょっと先走りの感があって申しわけない、プライバシーのこともあるものですから、まだやっている最中なものですから、私、はっきりしたことはちょっと言いにくいんですが、そういうことも今後考えていかないと困るなど、こう思っているものですからお聞きしたいわけです。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 医療機関への乗り物の対応でございますけれども、通院時の交通手段については、自動車を運転しない方にとっては大変不安がございます。

朝日村では、公共交通協議会を設置して朝日村の公共交通について検討していただいておりますことは、議員もご承知のことと思います。村内へはデマンドタクシー、またJR広丘駅までは村営バスを業者に委託して運行しております。デマンドタクシーは塩尻市の原口か

ら塩尻市内の地域振興バスで塩尻市内へ、松本市の今井道の駅からは、松本市の西部地域コミュニティバスで松本市立病院まで、山形村の上大池からは山形村の福祉バスに接続しておりますし、広丘駅からはJR等を利用していただけるように村外へのアクセスは確保しております。また、高齢・障害等の理由により公共交通の利用が困難な方は、社会福祉協議会が行っております福祉有償運送がございます。

いずれも利用いたしましても時間はかなりかかりますし、福祉有償運送は一定の要件に該当しないと利用できないという不便さがございます。利用したいときに自由に利用できるようなシステムをつくることは、ちょっと難しいかと思えますけれども、住民の皆様のご要望をお聞きし、より利用しやすい方法を研究してまいります。

以上です。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 確かに今課長の言われたとおりでありまして、デマンドで接続してもらっているのが現状でございます。

それで、実際私も見たり調べた中で、例えば波田病院だとか、山形の診療所、横山医院、実は今回この意見も、そこを利用している方から弱ったなというような意見がありまして、それでこれはちょっと一つ考えなければいけないなと、行く手段はどうしたらいいだろうかということで、そういう手段はあるんですが、私、公共交通の中でも意見は出したいなと思っているんですが、今は広丘まで通学バスが出ているわけですね。

それで実は結構山形方面、波田方面——波田というか今は松本市ですが——行く方が多いわけですが、私は案としてですが、これはいわゆる波田の駅まで行くと通学もできるわけなんです。あっちへ行っている学生もいるわけですがけれども、ぜひそちらのほうにも、ちょっと通学バスのな、区域外へそれもできるようなことをちょっと設けていただければ、波田病院も恐らく、いろいろ統計を前に見せてもらったんですが、朝日の方が月に30名や40名かかっているんですね。それから隣の診療所から横山医院というところも結構行ったり、クリニックにも行ったりしていて、相当な数になるんですね。

今広丘にも、そういう学生とか一般の方が乗れるああいふバスができていますものから、ぜひそこら辺も今後考えていただければ、高齢化が進む中で、恐らく病院にかかる方は結構ふえてくるのではないかと思うものですから、そんなこともぜひ一案として私はこの

中で提案したいと思います。

今そういう中では、本当にデマンドでできるだけの協力はやってもらっているものですが、その周知もしっかりしていかなければいけないなど、この間のこの意見を聞いて思ったんですが、そんなこともぜひ今後進めていく中で考えていってほしいなということ、この質問では挙げたかったわけでございます。よろしくお願ひしたいと思いますが、何かその点で考えがありましたら答えていただきたいと思います。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 公共交通ですが、ぜひ理解してほしいのは、村は村内の生活弱者の最低の足は確保しなければいけません、運輸業者になるわけにはいきません。まずこれを理解してほしい。

そこで、今波田の話が出ましたので、そういった経過もありますから申し上げますが、実は梓川高校から、朝日から二十何人通学しているのでぜひ協力してほしいという話がありました。これは2年ばかり前です。これは、村がそこまで足を伸ばすのは、営業をしている皆さんとのかかわりがありますので、塩尻タクシー協会さんにお話をし、今塩尻にあります3社のうちの1社がこれに乗って、保護者の皆さんと話し合いをやりました。ところが成立しなくて、それだけになっているのが実態でございます。それだけご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうからそういう話があるということは私も聞いて、やはり保護者の方のほうからもそんなのが出たんだなど。しかし、難しい部分というのはやはりあるかなということは私も重々承知しております。

そういう中で、今後の対応として、そういうこともまた頭の中に入れていってもらえれば、今たしか公共交通の専門家から実態をいろいろ出してもらっているわけですが、かなりの方が、通学の人ばかりではなくて、今広丘もそうですけれども、学生ばかりではないもので、そういうふうにとると、結構利用者というのはあるのかなと思うもので、将来的にはぜひそんなことも一案として考えていっていただきたいなということ、希望しまして、3番目の質

間をお願いして終わりたいと思います。

できるだけデマンドを使うように周知させるつもりではおりますので、よろしくお願ひします。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 4番目の質問であります、これは非常に範囲がちょっと狭くなって申しわけないんですが、加工所の改修とクラフト指導員の休日について、2つの施設について質問したいと思います。

1つは、みそづくりの加工所が、女性の方たちの努力で、最近では学校の生徒なんかもあるところに加わって学校教育上でも非常に役に立っていると。また、村の中でもみそづくりの希望の方が大変ふえてきて、頑張っているわけでございます。

そこで、私もその様子を時たま見に行ったことがあるわけですね。ことし殊に雪が多いということもあったんですが、屋根の雪等が解けて、あそこは庭が狭いために車が所狭しととめているわけです。その車の上に、氷の塊のような雪がどさんと落ちたりいろいろしているもので、細かいことで申しわけないんですが、その屋根の雪どめだとか、あるいは今、前がみそづくりのハウスになっているわけですが、その奥も今結構な方が使うようになってきて、奥との連絡道路というんですか、それに屋根をつけてもらって、雨雪をよけられるようなものやっていたらどうかなというようなことで、また、小学校の生徒があそこで授業の一環としてみそづくりをやったりしている中で、みそづくりをやっているところの屋根から落ちた雪とか、ぬれたあれが下で凍ってしまって、つるつるてんになっていて転びそうなんです。雨どいというんですか、とりあえず余り水が垂れないようにして、子供たちがけがをしないよう大分努力してやってもらっているの、ぜひそこら辺の改善をやっていただきたいということと。

もう一つは、クラフト館のことなんですが、私も非常に木材に興味を持っています、クラフト館へちょくちょく行くわけですが、今小山さんという方が指導員としてやっていたらいいわけですが、非常に中をきれいに整理したり、毎日努力してやっているわけでございます。

これは本人から出たわけではないんですが、私がそこへ行った中で、あそこで何人か利用

している方が、殊に指導員さん、ここに来ている方がけがでもしたら大変だという責任も持っているものですから、前の指導員さんがやっていたときには2日ぐらいの休みがあったことがあったんですね。それが今1日ぐらいになってしまって、ちょっと大変ですけども、本当に室内も今の指導員さんはきれいに整理して、使いやすくして、利用している方も非常に喜んでいるわけで、ぜひ私のほうに声をあれして、そこら辺を指導員さんのためにもちょっと協力してもらいたいなというようなことを私に言われたわけです。

これはやはり朝日村、こういう自然のあれが本当に豊富な村ですので、ぜひそういうところの改善をしてもらって、いつまでもやっていただけるような対応を、ぜひ指導員の方にしていただきたいなということですが、そこら辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、齊藤議員ご質問の加工所の改修についてでございますけれども、こちらにつきましては大道加工所になると思っておりますけれども、これにつきましては、村では、こぶしの会の皆さんに施設を使用される方の指導と施設管理をお願いしておりますので、施設の改修につきましては、このこぶしの会の皆さんと話し合いの場を設け、ご意見をいただく中で検討してまいりたいと思っております。

次に、クラフト体験館指導員の休日についてでございますけれども、クラフト体験館の指導員につきましては、村が直接雇用しているのではなく、村が指導員との委託契約によりまして、施設の管理と体験者への木工作业指導を行っていただいております。

施設の閉館日につきましては、村の観光レクリエーション施設設置条例の規定によりまして、毎週水曜日と年末の12月29日から翌年1月3日までとなっておりますので、指導員が閉館日以外に休みをとりたいときにつきましては、事前に指導員のほうで代理の方を頼んでいただくことになっております。指導員のほうでどうしても代理の方が見つからないときにつきましては、村の職員が対応するなどしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 時間もありませんので、簡単に済ませますが、今課長のほうから具体的に話が出ましたので、加工所については、ぜひ話し合いの中でそこら辺の改善をお願いし

ていつていただきたいということです。

クラフトについても、委託契約という形でやっているものですから、これも本人からの意見ではないわけです。周りの協力してもらっている、あそこの愛好会の人たちが、よくやってくれているのでそこら辺をぜひ善処してもらいたいという、そういう人たちの意見を私もむげにするわけにはいかないものですから、そういうところにも頑張っってやっていつていただけるとな対応をぜひしていつていただきたいと、こういうことを述べて、私、この4つの質問全てを終わりたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） これで齊藤勝則君の一般質問は終わりました。

それでは、ここで休憩いたします。再開は1時10分の予定でお願いしたいと思います。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時10分

○議長（上條俊策君） 再開いたします。

◇ 高橋 廣美 君

○議長（上條俊策君） 9番、高橋廣美君。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 9番、高橋廣美です。

私は、2問質問をさせていただきます。

まず、第1であります。村の魅力の再発見とその発信についてということをお願いいたします。

最近、地域エコノミスト藻谷浩介氏の著書で、「里山資本主義」というのが大ベストセラーとなっております。里山資本主義というのは、お金の循環が全てを決するという経済システム、いわばマネー資本主義といいましょうか、その横に、お金の依存しないサブシステム

をつくる、いわば安心・安全のネットワークをあらかじめ用意しておくというものです。

この地域に当てはめれば、お金が乏しくなっても水と食料と燃料が手に入り続けるというそういう仕組みであります。当村は他市町村に先駆け、里山利用では木材利用の点で、間伐から主伐へと本格的な林業発展に向けて動き出しております。

しかしながら、いわゆる底辺から、村民が里山の資源の利用でその恩恵をこうむり、この里山資本主義で言われるようにセーフティーネットとして活用するには、もっとよりきめ細かい配慮が必要となります。具体的には、当村においてエネルギー、食料の自給ができる、そういった環境をつくる必要があるというふうに思います。

現在朝日村では、まきストーブ、ペレットストーブ等の補助を行っておりますが、その補助を上げるとか、次に、他地区から朝日村に移住していただく方も含め、すぐ貸し出せるような農地の提供、こういったこともこの主義に照らし合わせれば必要ではないかというふうに思います。

以上、こういった環境を再度村の魅力として確認をし、ホームページ等で発信すべきと考えます。当局の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の村の魅力の再発見とその発信についてということでございます。

ただいま議員ご案内でありました藻谷浩介氏は昨年「里山資本主義」を出版しまして、画期的な提案と言われております。今議員が申されましたように、山には人が生きていくのに必要な大切な資本があり、この資源を生かしていくことを里山資本主義と表現していると言われております。

実例として、しかも今議員が申されましたように、エネルギー源を石油から木材にかえ、またヨーロッパでは、木材加工技術の進展によりまして木造7階建てのビルが出現しているなど、こういうことを捉えますと、資金を地域内の循環型に向け、産業と雇用を生み出すことによりまして、農山村の活性化が図られることと言われております。中でも今申し上げましたように、7階建てのマンションを木でつくるといって、日本人は驚いてしまうと。先人が五重塔や奈良の大仏殿をつくったことを忘れて、いつの間にか大きな建物は木でつくってはいけないと思いついておられると論じております。

私も里山資本主義論には同感でございまして、就任以来、機会あるごとに申し上げ、また先ほど林議員の質問でも申し上げておりますが、戦後、先人、先輩の皆さんが汗水流して植林をし、育林をしてきました山林は、現在用材として伐採適齢期に入っておりますので、村の87%を占めます山林に、これに日が当たりますよう、循環型林業体系になることを今後とも国・県と連携を図ってまいりたい所存でございまして、ただし、早々に回転はしない。時間がかかるだろうというように思っております。

そこで、具体的な質問でございまして、現在まきストーブは村単独の補助でございまして、ペレットストーブは県が補助をしております。それぞれ上限が5万円でございます、今後検討してまいりたい所存でございまして、農地につきましては、農地法との関連がありますので、これは農業委員会で検討していただくことといたしたいと思っております。

また、村の魅力発信のため、まさに私も本当に就任以来人に言われております。村はいい仕事をしているのにPRが下手だと、まさに私もそういう点では感じております。そういった中で、現在村のホームページの刷新をしておりますので、今新しくシステムを変えておりますので、今後、今月19日には新しく変わるという報告を受けておりますので、その後ごらんをいただいた中でご意見をいただき、ホームページの充実は一層図っていききたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 以前からこのような考え方には理解をいただいておりますが、先ほど申しました藻谷浩介氏、この3月20日には長野でシンポジウムを行うと。そして知事その他信大の教授等とパネルディスカッションを行うというようなことで、今そういった機運は、再びと申しますか、もう朝日を飛び越えてというような部分で盛り上がっていると。そこを先行している朝日村でありますから、もう他の追随を許さないというようなことで再度力を入れて推し進めていただきたいと、こんなふうに思います。

そして、木材の利用という部分では先行はしておるんですが、先ほどまきストーブについて村独自の補助を出すと。しかし、いま一つこれはすごいというような補助、率もそうなんです、そういったバックアップがあれば、これはそのいつときにストーブを設置した後がきいてくるわけですね。そこに何十軒、何百軒はともかく、100軒もしあったとすれば、そ

ここに消費されるまき、その材というものは、循環的に村の山から切り出され、流れができるというようなことです。そういったことを踏まえれば、多少当初の負担はあるかもしれませんが、そこまで裾野を広げていけば、もっとすごいことになるなというふうに思います。そんなような観点から考えますと、もう一度見解としてはどんなでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 今、高橋議員のいま一度ということではありますが、私が今この山林の村で今一番やはり私が必要だと思っていますのが、製材工場であります。しかも、この製材工場は、今は過去の製材工場とは違ったプレカットができる、いわゆる建築の刻みができる、そういう製材工場ができますと、これは非常に大きく変わっていくかなというように思っております。

現在、プレカットのできる製材所は、ここでは今井にある1軒だけではありますが、しかしどちらかという、自分の技術を外に出せなくて自分の身を守る、それによって高くなってしまふ。村内の建築業者さんがいわゆる地域材で住宅を建てる希望者に何が高いかという、木材は高くないんですよ。安いんですが、そういったプレカット等のところでどちらかというルール以上のお金を払わされている。そのことが今新建材の皆さんの、そちらのほうがPRが上手なものですから、そういう方向で今進んでおりますけれども、基本的には木材文化はやはり在来工法で行うことが文化を守れる、技術を守れるということになりますので、私はそこに何とか力、先が見える体制になりたいというのが私の思いであります。

なお、今高橋議員からありました、それから出る副産物、これにつきましては、やはり時代の流れでありますし、非常の際には、結果的には大きな災害があればこれが一番頼りになる分野でありますから、そういうことも含めますと、村民の皆さんがふだん山に入山し、いわゆるキノコのとき以外にそういうことができる体制づくり、村づくりができていけばという希望は持っています。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 大分山といいますか、森林に造詣の深い村長の答弁でしたので、大体満足のいく答弁をいただいたと思っております。

もう一つは、その流れは雇用の創出にもなるし、また、最近のまきストーブを入れている住宅を見ると、結構若い人たちが入っていると。そんなようなことを考えますと、これからそういった機運が盛り上がれば、若い人たちの定住促進につながるのではないかと、こんなふうに思います。

以上をもって私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（上條俊策君） これで高橋廣美君の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。

自然災害に対する備えの強化ということで、これは内容的には今回の豪雪に見舞われたこの被害に対するというようなことで、除雪の問題を挙げたわけですが、同僚議員何人か同じ質問がございますので、その中でも1つ、この点を確認して私の追加の質問にさせていただきたいというふうに思います。

除雪機の必要性その他がありました。防災会議等、私も質問したい部分で先ほどお聞かせをいただきました。

もう一つ、人的な協力体制という部分で、人の確保ということで、夏の草刈りもあります。それからこれから豪雨、台風等そういったときの緊急の対策もあります。もちろん除雪もあります。その除雪の補助員的な方として、通年そういったことに出ていただけるような方を、いわば消防団の機能別団員というような存在の方を何人か契約しておけば、もちろん費用はかかりますが、そういったことで出動が可能ではないかというふうに思うわけですが、この点どんなでしょうか。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の今回の豪雪に対する対応の中で、今までも既に4人の方から質問をいただいているところでございます。そこで、やはり組織はどうだという話も先ほど斉藤議員のところでも答弁してございますが、まずは8月の終わり、9月の初めに、地震と

いう表現をしていますから、地震だけかという意識に皆持っておられると思いますが、総合防災訓練なんですよ。

大災害のときは、地域で地域のことをするというのが大前提でありますから、組織的には防災会の会長は区長さんでありますし、防災部会の会長は地区長さんになっています。ですから、その皆さんの自分の担当のときにどれだけ力を入れてくれるかによって、地域のことを考えられる。今回は、そういった意味では、今まで経験していなかったこの大雪の分野で、私もそうですが、大きな勉強をさせていただきました。ということでありますので、当然今は、そういう意味では、村の立場からいくと、先ほどもご指摘はありますが、地域防災計画の見直しをしておりますので、それができ上がった時点では、防災会議で議論をしていただきますが、議員の皆様方にもその時点では協議をしてまいりたいというように思っております。

そういったことで、1つ今提案がありました、OBと。それは少なくとも今の話の中で、災害に対するときの火災等につきましては、消防団に機能別で、どちらかという応援隊、いわゆる現員の消防団員の手不足のときの対応が機能別消防隊員でありますから、そういったことも含めまして、全てただそれだけというのではなくて、やはりそれに対してどう区、地区が自分のところはどれだけ必要になるのか、そこから始まると。

それが逆に言うと、行政としましても、そういった会議を持ちながらありますから、では村は何もしないで腕を組んでいる気か、そういう逆の表現をする人もおりますので、そうでなくて、どこに責任があってどうするかということになりますと、一番はやはり防災会のところでの議論だと思います。

でありますから、現在でも地区によって意見が違いますので、そういうことも含めながら地域防災計画の対応もしていかなければいけませんし、私どもも役場職員としての対応もやはり変えていかなければいけない。そういうことを考えておりますが、現状ではそういった意味でご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 大体理解できましたので、村長も今、今回の災害で勉強させてもらった。私どもも地区にいて、どうしたらいいのかといろいろ悩み、やはり勉強をさせてもら

いました。これからいろいろな角度からこの防災という部分でいろいろな協議をしていかねればというふうに思っております。

以上をもって私の質問を全て終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで高橋廣美君の一般質問は終わりました。

◇ 塩 原 正 由 君

○議長（上條俊策君） 次に、10番、塩原正由君。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 10番、塩原正由です。

ただいまより一般質問を行います。

今回は3問の問題を村長、当局に聞きたいので、よろしく願いいたします。

まず、1問目の問題ですが、各自治体管理道路の橋の補修ということで、これは国土交通省が2014年度より橋のインフラ老朽化対策の一環として行う統一基準で全国地方自治体管理の道路の橋約65万カ所を点検した場合は、約10%の約6万5,000カ所ということになり、5年以内にそれを補修していかなければいけないということでありまして、いろいろと見ることに對しましては対策が必要で判断されるわけですが、何カ所かがあると言われているわけですが、国交省は、早目に手を打たないと、危険が高まり対策費も膨らむということで、特に緊急性の高い橋に関しては、早急な補修や通行規制、撤去も視野に對するということでありまして、各自治体に求める方針であるわけですが、国交省の推計を県内に当てはめてみると、県の管理では約380カ所、市町村管理は約1,700カ所と言っておりますが、これを26年7月からそれにして、国交省のほうから県を通して、また市町村にもそういうことが出ると連絡が来るということですので、そのときに、当村としましても今までもそういう検査等はしてきたと思うんですが、ある程度国のほうから来たそれに従ってやると思うので、ちょっとこの問題を出したわけですが、当村は村の中心に鎖川が流れておりまして、鎖川にかかっている大きな橋は6カ所くらいありまして、村内の道路、村道にも多くの橋があるわけですが、住民の安全確保に直結するため、安全確認調査等について実施するわけですが、今

後の対応等についてはどのように考えているかということ。

もう一つは、多分、最近大型車両が結構狭い集落内に入ってくる。それは運送の関係とか、工事の車とかいろいろあるわけですが、それが2メートル、要するに2メートルというのはちょっと小さい橋が結構朝日村はあるわけで、その辺の対応についてもこの際お聞きしたいということですが、以上この2点について、ちょっとつながった、ラップしたこともありますが、この辺についての国・県からの通達ということで来た場合の先走った話かもしれませんが、それについての対策と、こういうことですが、ひとつよろしくお願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員ご質問の各自治体管理道路の橋の要補修についてということでございます。

道路法におきましては、道路の管理者であります国や県、市町村に対しまして、道路を常時良好な状態に保つよう維持修繕することを努力義務としておりまして、その具体的な維持や修繕の基準は政令で定めることになっておりますが、その基準はこれまで策定はされてきておりませんでした。

国では、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受けまして、維持や修繕の基準を策定する方針を検討しておりましたが、このたび統一した基準を初めて策定しまして、道路上にあるトンネル、橋梁の安全性につきまして、管理している地方自治体に5年ごとの点検、診断を義務づけることになりました。

統一基準では、点検の際、健全、小規模な手当て、本格的な修繕、緊急対応が必要の4段階で診断しまして、計画的な修繕を促し、危険と判断すれば、通行規制を命令できるようにするほか、補修のための新たな補助金制度も検討しているということでございます。

平成26年度からの適用を目指すということでございますが、統一基準の内容を含め詳細につきましても、まだわかっていない状況でございます。

当村におきましては、平成24年度に村が管理する村道の24の橋につきまして、既に構造ごとの点検を行い、橋梁の長寿命化修繕計画を策定しておりますので、国から新たな統一基準が示された時点で、この既に策定済みの橋梁長寿命化計画のときに策定時に行った点検がそのまま使用できますかどうか、また新たに点検をしなければならないのか、その辺を判断してまいりたいというふうに考えております。

また、今回5年ごとに義務づけられる橋梁の点検につきましては、橋長、橋の長さが2メートル以上のものとされているということでございまして、塩原議員ご質問の2メートル未満の橋梁の対応をどうするのかということでございますけれども、村が管理する村道の橋梁24橋、これにつきましては、最も長さが短いものでも橋長が2.8メートルとなっております。したがって、村で管理する24の橋全てが2メートル以上のものでございまして、全てが点検が義務づけされる対象の橋梁となっているものでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 質問ということではなくて、お願いということですが、先ほど課長の説明のとおりだと思うわけですが、県のほうとしても、この市町村、特に町村におきましては職員の方が、そのような橋をどの程度のあれがあるとかそういうものわかる、そういうことを言ってしまうと失礼かもしれませんが、いないということで、県のほうとしても、これからこれが出てくればいろいろの指導をしていくということだと思うんですが、そういうときは積極的に県の指示に従い、国の指示に従って、そういう県のほうからの技術者ですか、そういうものから来ていただいて、よく見ていく必要があるのかなど、このように思います。

先ほどの課長の答弁で、まだこれが通達とかそういうものは来ていませんが、まず国のほうの関係でいえば、国交省の形ですから、必ず来ると私は思うわけですので、そのようなことを今から準備して、県の応援をいただいてしっかり見ていっていただきたいと、こういうことをお願い申し上げまして、この問題につきましては以上で終わります。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 2問目は、空き家対策と移住者促進の課題ということで、これも先ほど塩原 操議員もこの問題に触れましたが、ラップしているところは省いてもらって結構ですが、そんなことでお願いいたします。

県内各地への移住者と移住者の受け入れを行う交流推進団体の関係者が一堂に集まって情報交換する初の交流会が、最近県の合同庁舎で開かれているわけですが、そのときに、こちらから職員の方が行ったかどうか、ちょっとそれはわかりませんが、移住者の実現に向けたサポートや生活の確立といった多様なテーマで意見を交わし、空き家が多い一方で、県外者からは、借りることの難しい住宅の問題や移住後の仕事がなかなか見つからない問題等、移住を希望する人は不安も抱えているので、あえて不便な点も示し、その上で地域の住民がサポートをするような意見もあり、外部から来られる人のために正確な情報発信が大切だと感じる意見が出されたということを知ったわけですが、当村においても空き家対策、空き家バンクが行われているわけですが、その状況についてお聞きするわけですが、1番として、以前にもこの意見について行政側にお聞きしたわけですが、その後の空き家対策事業の進捗状況ということで、今後この課題についてお聞きしたいということです。先ほどこれは申しましたが、他の議員も出しているんで、これはそういうことでお聞きしたので、要するに、何世帯と、それから人員ですか、そういうことを聞きましたので、これはいいと思います。

2番目は、今まで報告を聞く中では、空き家を借りる側の立場の方へはリフォーム費と内部の整理補助、上下水道に加入する費用の補助がされていたわけですが、今後は借りる側の人への補助制度ということを考えてらどうかということですが、そうすると、そのことによって、今までも結構移住している方が最近はふえているということを知っていますが、そのことによってある程度ふえるのではないかと、これは私が考えていることですが、この点についてお聞きをしたいと。

それから、3つ目は、今度は今まで1と2に対して全然逆な質問です。これは先にこの説明をしますと、他の自治体でも最近いろいろ行政からお願いしても、その地主さんなりその家の方がいれば別ですけども、遠くへ行ったり、1軒を残して行ってしまうというようなことも結構出てはきているんですね。朝日村はないほうだとは思いますが、これはそのことについての今後の課題ということでお聞きをしたいというふうに思っております。

先ほどしゃべったとおりですが、他の自治体では空き家対策事業が実施されているわけですが、移住する人が増加すれば結構です。逆に移住者が減少することにより、今後空き家が増加する傾向と思われるが、空き家が放置されると景観を損ね、敷地内の草木の繁殖やごみの不法投棄、周辺道路での交通障害が起きる。建物の倒壊や火災の危険性が高く、犯罪の温床等にもつながると言われておるわけですが、当村としては、今後この課題につきまして、そのような対策はどのように考えているかと。

私も個人的には結構、どことは言いませんが、住民からいろいろこのことについて言われています。だからそれが例えば、先ほど申し上げたとおり、そのお宅が息子さんがそばにいたりとか、近くに身内の方がいるとかという場合はいいんですが、今後そういうことが多分出てくるとい、他の自治体でもそういうことを今懸念しているわけですが、朝日村としても今後こんなようなことが起きてくるかなというふうに私は思っているもので、この問題についての考え方をお聞きしたいと、こういうことであります。

以上です。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の空き家対策と移住者促進の課題について、細かくは3点ありましたが、私のほうから3点目を先にお答え申し上げたいと思います。

今後空き家が増加すると考えられまして、建物の倒壊や火災の危険性及び犯罪の温床等が心配される課題にどう対応するかとのご質問でございます。

議員がご指摘のとおり、空き家が放置されますことは、近隣の方々には火災や犯罪等に不安となりまして、これは各自治体とも治安上の課題としてなっているところでございます。

そこで近年は、自然災害等で空き家が倒壊する等の被害を防ぐため、条例を制定しまして、所有者に適正な維持管理を義務づけるとともに、自治体が所有者に必要な措置を勧告できることなどを定めた、そういった自治体が出てきました。この空き家管理に関する条例につきましては、平成24年時点で全国の31の自治体が制定をしているところでございます。

当村では、先ほども課長から答弁してございますが、現時点では倒壊の心配がされる住宅はございませんが、今後空き家バンク制度を進める上で、これは、空き家バンクを進めるということは、そのお宅へ伺うということでもありますので、そういった上で所有者との話し合いの中で確認をしまいる所存でございます。

そのほかにつきましては、担当課長から申し上げます。

○議長（上條俊策君） 塩原総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） それでは、私のほうから1番の進捗状況、課題につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、家を借りる方にも補助制度の適用ができないかというご質問につきましてお答

えをさせていただきます。

このことにつきましては、朝日村空き家活用事業補助金交付要綱で、第3条に補助対象者が定めてございます。対象となる方は、村内の空き家を借りて地域住民と協調——これは地区へ加入するという、そんな意味でございます——して定住するおおむね65歳以下のU・Iターン者、または貸し出しする空き家の所有者としております。つまり、空き家の貸し手、借り手どちらにも補助金を受けることができるということでございます。一般的には双方で話し合っていて、改修方法等納得した中で賃貸契約等を結ぶケースがほとんどでございます。

いずれにしても、今後空き家等はまだ出てくると考えられますし、それを求める方も今後もあると思います。情報収集やホームページ等でできるだけ物件の内容、それから村の内容がわかるよう情報発信をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 先ほど村長の答弁の中で、ある程度理解はしたわけですが、やはりこれから結構ふえてくると、先ほども申し上げましたが、よその自治体でもそういうことを始めているということで、先ほど村長が言いましたけれども、今後はやはりある程度、最初は職員の方になると思うんですが、村内を回って、例えば今回のような雪で倒壊とか、そういう古くなった家はそういうことも結構あり得るものですから、そういうことも見回りをしチェックをするということは、先ほど村長が申しましたけれども、そういうことをしたほうがいいかなということで、これは質問とかそういうことでないので、ただ私は、次の問題ですけれども、空き家の場合、個人の財産ですからなかなか難しい面もあるわけですが、これを適正に管理するために、県内でも条例を定めてやっているという自治体もあるようですが、朝日村は現在そういう条例等はどうかということ、ちょっと私も勉強していないものでお聞きしたいと、こういうふうに思いますけれども。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほど私が申し上げましたように、特別条例は今のところ考えており

ません。先ほど申し上げましたが、やはりこれはよその団体で31の市町村がつくっていますが、これも決定的な権限はできない、そういう条例になります。

でありますので、これは非常に難しい話ですから、勧告はできる範囲しかできませんので、あえてつくることがいいのかどうかよりも、現実には具体的に職員が回りながら、どうした問題ですかねとか、そういう話の中でご理解をいただいでいくというものだろうというように考えています。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 今の村長の答弁でよくわかりましたが、これからふえていくということに対しては、お互いに行政としてもよく頭のほうへ置いておいていただいて、今村長の言ったとおり、そういうことを実施しながら空き家対策、あるいはどんどんとあいた家へ入ってもらえれば一番いいわけですが、そんなことを踏まえながらやっていただきたいということをお願い申し上げまして、この問題は終わります。

○議長（上條俊策君） 塩原正由君の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 3問目は、福祉自治組織設立の計画についてということで、これもちょっと難しい話ですが、どのようなお考えかお聞きしたいわけですが、地区内の福祉事業を包括的に把握、検証し、組織横断的な課題解決の方法を探る自治組織「福祉の地域づくり協議会」を他の自治体で設立して、大震災の経験や加速する少子高齢化を背景に、組織や町会単位の取り組みにとらわれず、相互支援の仕組みをつくる基幹組織として機能させる考えで、これは孤独死の未然防止だとか、通院支援、買い物難民とか、除雪等の支援、高齢者やひとり暮らしの住民の見守り、子供の安全・安心の確認などに向けた仕組みで進めてきているわけですが、支え合い活動委員会というものを設け、地域課題に主体的に取り組む事業を設立して、事務局は行政が来年度全地域に設ける地域づくりセンターに置くということになります。

それで、当村にとっても、ひとり暮らし世帯が増加傾向にあり、核家族化が進み、急速な

高齢化時代を迎え、このような福祉の地域づくり組織等の事業を今後計画する必要があると思われませんが、その考えはどのような考えをしているかと、こういうことをお聞きしたいわけですが、1回目、これで終わります。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 福祉の自治組織の設立の計画ということでございますけれども、国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度の要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように、住まい、医療、介護予防、生活支援全体を提供する地域ケアシステムの構築を進めておりまして、地域包括ケアシステムは、3年ごとの介護保険計画の見直しなどに組み込まれ、自主性や主体性に基づき活動するというものでございますが、それは、まず地域の皆様が地域の社会資源の発掘を行い、地域の関係者により対応を検討して、それを決定し実行するというので、行政が形をつくるのではなく、地域の住民の皆さんが日々の営みの中から課題を見つけ、それを解決していくという組織をつくるというもので、全体的に、これは高齢者の話になりますけれども、その中には子供の問題とか、交通の問題とか、いろいろの問題をみんなで助け合おうという意味のものでございます。

このように言いますと、なかなか難しいもののように思われがちでございますけれども、朝日村には既に地域の基盤である地区と区というものがございます。この中には、自主防災組織があったり、地域サロンを開催するボランティアがいたり、民生委員さんがいたりということで、既にさまざまな活動がなされているところです。

このような組織が情報を共有し、地域の課題を把握し、活動を統合したり発展させたりしていくことで、福祉自治組織に近づいていくものと思います。そのために行政は地域の皆さんと話し合いをし、働きかけをし、お手伝いをしていくという立場になると思っております。新しい組織というものをつくるのではなく、今ある地区、区という住民の皆さんの結びつきを大切にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） ただいまの説明でよくわかりますが、別にこれは答弁は要りませんが、私の思いとしては、今の説明のとおり確かに今までいろいろあります。

それで、なかなか今こういう忙しい世の中で、自分のことが精いっぱい、人のことはなかなかできないような、そんなような考えの時代になってきている。それは一人一人の考えだとは思いますが、この組織をつくったのは、あれは松本市の一つの区だと思っているんですが、これを立ち上げるにしても、五、六年のいろいろの下準備とかああいうものがありまして、大体今課長の言ったとおり、その役員のOBだとか、民生委員の方だとか、社会福祉協議会の関係だとかという、そういう人たちが中心になってやってきたということですので、なかなか行政はという話があったんですが、最初のそのまとめとか、そういうことは、やはりこの今のこの自治体にしましても、最初は行政が絡んでやっているというように捉えるわけですけども、そんなようなことを考えながら、先ほど村長も違うことで、お互いに助け合うということの中からいけば、非常に難しい問題だとは思いますが、こういうことはやっていかなければいけないかなと、このように思いますので、これは答弁は要りませんので、また考えながらそういう方法で進められればいいかなと、このように思うわけでありませう。

以上、そんなことで質問を終わります。

○議長（上條俊策君） これで塩原正由君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時15分ということをお願いいたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時15分

○議長（上條俊策君） 再開いたします。

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（上條俊策君） 次に、1番、中村賢郎君。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 1番、中村でございます。

私は、今回、2つの件についてお尋ねをしたいと思います。

まず1番として、緑の体験館のコテージ建設のこれからの予定についてお尋ねをいたします。まず1点は、今回の議会に緑の体験館コテージの建設工事の入札結果が報告されております。8棟を建設し、事業費は約1億7,000万円余りとなっております。あわせてこの事業を平成25年度より平成26年度に繰り越す旨の報告がございました。

そこでお尋ねをしますが、本来は平成25年度中に着工されるべき事業が平成26年度に繰り越すこととなった理由についてお尋ねします。あわせてコテージ建設について、今後の完成までのスケジュールをお聞きします。

2番として、次に、残り2棟のコテージの建設についてお尋ねします。

平成26年度の予算の中で4,000万円が計上され、この議会で承認されれば、新年度に入れば着工可能となるわけですが、8棟分と一緒に建設に入ることはさまざまな規則等で不可能なのかお尋ねいたします。あわせて、予定どおり2棟で建設になる場合のスケジュールもお聞きいたします。

3番目に、観光施設指定管理委託料500万円についてお尋ねします。

この件については、平成25年度より指定管理者に対し施設の維持管理を委託し、年間500万円を支払うこととしたものでございます。私個人としては、その施設の重要性や必要性を十分に精査した上で委託料を出すことには、今までも賛成してきましたし、現在も同様でございます。しかしながら、今回の場合については、スケジュールが未定ですので、予算上で減額はできませんが、着工された時点でほぼ休業状態になると思います。それ以降については、委託料をカットすることを考えるべきと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員の緑の体験館のコテージ建設のこれからの予定ということの中で、そのうち3つに分けられて質問がございました。

私のほうからは、3点目の観光施設の指定管理委託料500万円についてでございます。コテージの建設中は休業状態となるので、委託料のカットが必要ではないかのご質問ござ

います。

議員ご承知のとおり、昨年、平成25年4月から5カ年間にわたり、緑の体験館施設、緑のコロシアム及びキャンプ場につきまして、指定管理方法により管理運営委託をしているところでございます。

委託料につきましては、他の自治体ではほとんどが運営委託料を指定管理者に支払っておりますけれども、当朝日村ではスキー場等指定管理料を支払わない。これは朝日の大きな特徴でございますが、そういった管理委託をしているところでございます。

しかしながら、昨年4月、その契約をしたときですが、前からの関係で再委託しましたが、緑の体験館、緑のコロシアム及びキャンプ場につきましては、現状の施設では管理者努力は限界だということで、指定管理はできないという、そんな話もあった中で、村としましては、魅力のある村づくりを目指す中で、これは隣のスキー場との一体的運営が必要というように捉えておりますから、コテージの更新を図ってまいりました。新コテージの運営が始まるまで、委託料として500万円を臨時支給するものでございます。

そこで、議員ご質問の工事が始まれば委託料は不要ではないかとのことでございますが、工事が始まれば営業はできなくなります。これはそういった意味では、逆に営業補償も必要になります。そういった意味で、しかもこれは緑の体験館ばかりではなくて、先ほど申し上げましたように、コロシアム、キャンプ場含めて3カ所の指定管理をしている関係で、これにつきましては、逆に委託料がこの間必要というように私は捉えております。

そのほかにつきましては、担当課長から申し上げます。

○議長（上條俊策君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから、緑の体験館コテージの建設のこれからの予定等について申し上げたいと思います。

緑の体験館のコテージ建設につきましては、老朽化した宿泊施設の改築を進めるために、国の木材公共施設整備事業を活用しまして、過去に村で建設実績のございました村産材のカラマツを利用した六角形のログハウスを建設することといたしております。

これによりまして、昨年6月には、六角形のログハウスの設計と建設実績のあります信州カラマツログハウス研究会のほうへ設計の基礎となる原設計を委託しまして、原設計をもとに、建設工事の設計につきましては渡辺建築設計事務所と契約を締結して、当初8月末の設計完了を見込んでおりました。

しかしながら、緑の体験館の指定管理者との打ち合わせの中で、当初六角形のログハウスの中を壁で仕切り配置しておりました風呂、トイレ、洗面所等の衛生施設を六角ログハウスの外へ配置すること、それと六角ログハウスの中の仕切りと間柱をなくすこと、2名分の寝室を追加しまして、1棟当たり6名が宿泊可能にしてほしい等の要望がございまして、設計を大幅に見直すことになりました。また、これに伴う構造計算が必要なわけでございますけれども、これにつきましては、ヒノキや杉を使った在来工法とは違いまして、無垢のカラマツ材を利用したログハウスの構造計算は前例がなく、構造計算ができる業者が見つかったのは12月を過ぎてからという状況でございました。

さらに、中部電力との受電契約等でも調整などに時間を要すなど、当初想定していなかった不測の日数が生じたことによりまして、設計の完了時期が1月中旬になったことが、繰り越しとなった大きな要因でございます。

今後のスケジュールにつきましては、3月4日付で工事の請負契約につきまして議会の承認をいただいておりますので、今後請負業者、緑の体験館の指定管理者と調整を行いまして、工事に着手する予定でございます。3月末に議会の繰り越し承認を得た後、工期の変更契約等を行いまして、9月末の竣工を予定しております。

また、平成26年度の予算で計上しました残り2棟分の建設についてでございますけれども、村としましても、既に発注済みの8棟分とあわせて建設工事を実施することで諸経費等を節約できるメリットがございます。また、電気工事や給排水工事など施設全体に係る工事との関連もございまして、2棟分を分離発注して違う業者が施工するのはいかがなものかと思っております。

規則等では制約は特にございませませんが、金額が4,000万円という多額でもございまして、補助事業の関係もございまして、県に確認等を行う中で一緒に工事ができるように進めてまいりたいと考えております。

2棟分で建設になる場合でございますけれども、これにつきましては、4月以降別発注という形になると思いますが、工期につきましては、そうなった場合は、8棟分と同じ9月竣工ということで行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問はありますか。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） では、先に管理委託料からお返事をいただきましたので、その件でちょっともう一度確認をさせていただきたいと思いますが、もともと管理料を支払うきっかけとなったのは、先ほど村長がちょっとおっしゃられた関係があるんですが、あそこにもう商品的価値がないというと語弊があるかもしれませんが、商品性が低い。だから、商売とかそういう問題の以前の問題として委託料が必要だと。それは緑の体験館ないしはコテージにかわりましたけれども、それが完成の暁までという期限設定というか、そういう形だったと思うんですね。それで1年500万円と。

それで今度、村の予定といいますか、少し本館のほうはおくれています、それにかわるべき10棟がつくられているということは、ある意味あちらの要望もかなり今回のんで実際は進んでいると。当初、先ほど課長からも話があったとおり、途中で六角形のところで達したと、大きくすればそれだけ用途が広がるし、使い勝手もいい、2人も増員できるというようなことですが、現実問題としては、面積でそちらの出した資料では1.6倍ぐらいはふえていると。

要するに、これは指定管理者側の要望に沿った形のものに変更になったと。しかも、日程的にもそういう関係でずれてきたのも、これはある意味、指定管理者側と当初から打ち合わせがあったかどうかは、もう今となっては知りませんが、それが不備があったのか、それとも想定外の大きさに途中から変わったのかわかりませんが、ただ、それについては指定管理者側にも一つの責任はあるんだろうと。

そうすると、今のお話だと9月に竣工だということのようですが、単純に半年分ぐらい、コロシムだとかキャンプ場については別のコテージをつくる予定があるようですが、それはそれで、メインはあくまで緑の体験館の今度の工事だと思うんですね。そうしたときに、ではそれでとまるから、では逆にこちらから休業補償をそうやって、それはちょっと無理な話で、半分ぐらい妥当なところはとめてもらうのが一番いいのかなというのが私の意見ですが。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

委託料500万円、最初の質問では、発注してそれ以後という表現でしたので、完成後とい

う表現にはなっていませんでしたから、先ほどは休業補償というような話をさせていただきました。

完成後は、やはりそれは今予定は9月で申し上げておりますが、その状況によっては当然そういう話し合いはさせていただくと。私は当初から、新しい施設ができれば今までどおり無料だよ、いわゆる指定管理料は無料だよという表現で、指定管理者とは了解がとれておりますので、そんなことをご理解をいただければと。

なお、これは私も当初一つ落ちてしまったことがありまして、今担当課長が申し上げましたように、当初このコテージを計画するときに、指定管理者といまいち最初に詰めてそれから発注すべきだったのを、一定の絵ができた後からだったものですから、これで非常にロスができた、これは事実でありまして、これは私も大分反省をしているところでございますが、そんなことをご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 大変申しわけない。一応完成後については、村長との見解の相違はないということで一つははっきりしましたが、正直私の求めているのは、着工時からもうあの周りの環境整備とか維持管理が要らなくなるだろうということの中で、そこはゼロ回答なのかどうかは別として、調整が可能かどうか詰めていただければというふうに思います。

以上ですが、一つ足していただいて、これは要望ですので返答は求めませんが、指定管理者制度と、それから委託料のつながりということで、一つ要望させていただきたいと思っております。

村では、村の中にある既存の施設の改修計画、これは基本計画の中ではもう既に上がっていることですので、何も今から急に上がったわけではなくて、それが26年度、27年度にまたがって、機材を入れかえたり、それから改修をするという話がある会のところで公表されているようですので、私もちょっとその要望をさせていただきたいと思っておりますが、その中で大きく変わったのが、指定管理者制度を導入したい。については委託料、年間、相応の額といたしましょうか、これはこれからの話し合いということではと思いますが、指定料を払った中で維持管理と運営を委託すると。

こういうような話になって、いずれ議会にも入ってくるんでしょうけれども、そこで改めてお願いをしておきますが、先ほどもちょっと申しましたとおり、その施設の重要性だとか

必要性、それから場合によっては、今後の見通し等も十分精査をしなければいけない。それがためには、できれば時間に余裕を持って議会のほうにも出していただきたい。そこで十分議論をさせていただきたい。そんなふう要望をして、この件については終わります。

○議長（上條俊策君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） それでは、2番目の、先ほど来大勢の議員の皆さんもこの件についてはさまざまな角度から触れられておりましたが、2月の大雪による村内の被害状況及び村の対応、また今後の課題についてということで上げさせていただきましたが、その中でも、先ほど塩原 操議員のときに、被害状況については概略と、それから国・県・市町村との対応の今後の問題についてはご返事がありましたので、もしそれ以上に何かご返事として用意した部分があるとすればお返事を伺いますが、そうでなければ、この部分については省略をさせていただきたいと思います。

次に、2番目として、今回の大雪は確かに想定外の積雪だったと思いますが、過去にも大雪のケースもあり、今後も同様なことは起こり得ると思います。そこで、今回の大雪の状況を検証し、今後の対策を考える必要があると思います。

まず、村民の多くの方が集落内の村道ほかの除雪をされたわけですが、今回特に感じたのは、道路の雪の捨て場がなく、十分な道幅が確保できませんでした。村では雪捨て場を6カ所設けたとなっておりますが、そこまで行くまでの道路の安全や作業の安全の確保がより必要になります。また、道路の雪の排雪を個々に依頼するには無理だというふうに考えております。そこで、今後については、村道等の排雪の体制を整える必要があると思いますが、お考えをお聞きいたします。

最後になりますが、前議会12月議会の折に、小型の除雪機の導入、また通学路確保のため除雪を外部委託するという要望をいたしました。

小型の除雪機に関しましては、多くの質問が出された中で、個々に多少は考えているところは違うかもしれませんが、大勢の方が人力だけに頼っているのは無理ではないかなどと、高齢化の中で何らかの方法が要るのではないかなどという認識は一致していると思います。

前回はそんなに前向きなお返事はいただけなかったんですが、今回、この件については検討する旨の発言がございましたので、一歩前進というふうに感じており、その件については

回答を除外していただいて結構ですが、排雪と通学路についてのお答えだけ頂戴したいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、中村議員ご質問の大雪の被害状況の概要でございますけれども、先ほど塩原議員のほうにお話しさせていただきましたのは、農業用被害というところでございました。全体の被害といたしましては、農業用被害のほかに住宅用のカーポートの倒壊が4棟発生しておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、村道等の排雪の体制でございます。

今回の異常気象による大雪の状況につきましては、村でも検証を行い、今後の対策についての検討を行っていかねばならないということで考えております。

雪捨て場へ行くまでの道路の安全確保についてでございますが、村内に設置しました6カ所の雪捨て場につきましては、西洗馬運動広場以外は幹線道路に接した場所にございまして、幹線道路は優先的に除雪を行っております。また、西洗馬運動広場につきましても、雪捨て場を設置する時点で、県道から広場までの道路は除雪を行いまして、それぞれ雪捨て場までの道路につきましては安全を確保いたしております。

また、村道等の排雪ということでございますが、村では、今回のような大雪の災害時には、幹線道路の除雪が精いっぱい、全村にわたって集落内の道路の排雪を全て行うことは不可能でございます。地区によっては隣接する農地を借りて雪を搬出したり、小型の除雪機で雪を飛ばして幅員を広げるなどして、地区それぞれで自主的に対応をいただいておりますので、大雪の際の集落内の道路の除雪につきましては、地区長に協力要請をする中で地区内の体制を整えていただき、住民の皆さんに自主的にお願いしたいと考えております。

先ほども申しましたが、村民の皆様が大勢参加して実施していただく共助による除雪の取り組みにつきましては、重機での除雪に比べても大変効率がよく、地域防災力の向上も図る上でもこうした地域ぐるみの除雪は必要不可欠であると思っております。また、住民参加の村づくりは地域の活力にもなりますので、集落内の除雪につきましては、これまでどおり住民の皆さんで自主的に取り組んでいただきたいと思います。

また、通学路の確保のための歩道等の除雪につきましては、2月8日及び14日から15日にかけての大雪の際、いずれも小学校と中学校のPTAの皆様が自主的に実施をしていただ

いております。また、通常の歩道の除雪の後も、村で手は回らないだろうということで、新田バイパスの歩道の除雪、手押しの除雪機で学校坂の拡幅などもPTAのほうで率先して行っていただいております。近隣の市村におりましても歩道はPTAの皆さんが除雪を行っていただいているようでございまして、業者委託については現在考えておりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問はありますか。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 除雪、排雪、それから歩道については、通学路に関しては当面変わらないと、こういうことだと思うんですが、ただ一つだけご指摘をしておきたいのは、今回雪が降ったのが、おかげさまというべきか、週末に全て当たっております。そのために、移動をしなくてもいい、要するに村外へ出なくていいとか、それから子供さんたちもしかり、村外、勤務の関係でお休みがとれた人たちが除雪に入ってもらうケースが、私、通常の昼間だったらとてもあんな状態にはいかないんでしょうけれども、そういう方たちの手がかなりあったということは事実だと思うんですね。学校についてもそういうわけで、日曜日に、たしか2週続けてやったと思いますけれども、それも曜日の設定がそういう当たっていたがゆえにそれで間に合っていると。

では、あれが水曜日の昼間だったらどうなのかと。50センチ、60センチ降れば、もう家に残っている者たちだけでは不可能。だから集落の機能が、では帰ってくる人たちは車が入ってこれないだろうと。

そういうことを考えたときに、やはりせつかくというか、これだけ大きな目の前で見させていただいたわけですよ。実際どういうところがいけなかったかというのも、それぞれ皆感じている部分というのがあるはずなんですね。それを次に生かすためには、やはり人では間に合わない部分を何とかしようという考え方になっていかないと、一挙に100台、200台そろえるという話ではないけれども、毎年でも少しずつそんな形を考えていくということが私は必要だろうなと思います。

そこで、最後にお尋ねしたいと思いますが、先ほど来話がございましたが、災害本部が15日から24日まで約10日間立ち上がって開設されたというふうに報告がございましたけれども、その間、村民の皆さんから例えば除雪とか等について希望だとか要望、場合によってはクレーム等の問い合わせがあったかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） やはりあれだけの雪が降りまして、災害のような状況でございました。やはり村でも、途中でグレーダーがおなかに雪を抱えてしまって動けなくなる状況がございまして、グレーダーも使えない状況の中、ホイールローダーを主力に除雪を行っております。特に幹線しか、村のほうは除雪はその時点ではもう入れない状況でございまして、集落の中へはほとんどどこの集落も入っていないような状況でございました。

かなり集落の中は除雪が入らなかったものですから、苦情が相当来るものかと思いましたがけれども、逆にあれだけの雪の状況でしたので、皆さん災害という意識を持っていただいたこともございましたと思いましたがけれども、余り思ったより苦情というものはなかったように思います。

やはり幹線でも幅員がちょっと狭いところがございましたので、そういったところについては多少苦情等がございましたけれども、集落内につきましてはほとんど苦情がなくて、そういう状況であったということでございます。

○議長（上條俊策君） 中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 最後に一言だけ申し上げますと、先ほど来お話があったとおり、過去にも13年とか10年、50センチか60センチの大量の雪が降ったケースは過去にもありまして、異常気象とかいろいろ言われる中で、こういうことがあることは想定しておいたほうがいいのかないかということで、今お話を聞くと、村民の皆さんの要望もそうはなかったということですが、その中でしっかり一つずつ検証してみて、今後に備える部分については備えるというのが必要かと思しますので、最後にそれをお願いして、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで中村賢郎君の一般質問は終わりました。

◇ 武 田 栄 市 君

○議長（上條俊策君） 最後に、2番、武田栄市君。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2番、武田栄市です。

私は、2つのことについて質問をさせていただきます。

農業関係2つということですが、よろしくをお願いします。

まず最初に、新たな農業政策の農地中間管理機構についてということであります。

これは昨年の12月に法律になったものでありまして、ことしの4月から実施をしていくという内容のものであります。

国では、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大などの課題で、農業の構造改革を加速していく必要があるとして、農業を足腰の強い産業とするために、産業政策、また地域政策として4つの改革を進めていくとしております。

その中心となるのが農地中間管理機構で、農地の有効利用の継続、農業経営の効率化を進めるために、担い手への農地利用の集積、集約化を加速させていくことが不可欠ということに制度化されたものであります。あとの3つの改革はそこに黒丸であります。経営所得安定化政策の見直し、それから水田フル活用と米政策の見直し、また日本型直接支払制度の創設という内容になっております。

農地中間管理機構は、各都道府県に1つ設置されて、農地バンクということになるわけですが、農地の出し手から同機構が借り受け、受け手に貸し付けるというシステムになっております。

その内容なんです。地域の分散している中で錯綜した農地利用を整理して、担い手ごとに集約をするということが1つ。2つ目には、耕作放棄地等を借り受ける。3つ目に、必要な場合には基盤整備等の条件整備を行う。そして4番目ですが、農地として管理をしていくということになります。こうした農地を担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）に貸し付けを行うという仕組みになっております。

農地中間管理機構は、こうした業務の一部を市町村等に委託をして、関係者の総力で農地の集積と耕作放棄地の解消を推進していくとしております。また、人・農地プランの作成主体でもあります市町村と密接に連携をとりながら対応していくことが不可欠としております。業務委託、それから農地利用配分計画の原案の作成などの協力を求めるとしております。

こうした国の新しい農業政策に対しまして、どのように対応をされていくのか。朝日村の農地等の現状を踏まえながら、村としてのお考えをお聞きしたいということですが、

お願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、武田議員質問の新たな農業政策の農地中間管理機構についてということでございます。

全国の耕作放棄地は、この20年間で約40万ヘクタールに倍増しているほか、担い手の農地利用は全農地の5割にとどまっている状況でございます。

国は、今後10年間でこの担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造改善を実現するため、農地集積バンクとしまして農地中間管理機構を都道府県に1つずつ整備するもので、長野県ではこの制度を公平かつ適正に行うことのできる法人といたしまして、長野県農業開発公社が指定をされて行う予定でございます。

この農地中間管理機構でございますけれども、地域ごとに農地の借り受け希望者の募集を行いまして、認定農業者や新規参入希望者を含めて借り受け希望者の希望内容を的確に把握し、機構に貸し付けようとする農地が出てきた時点で、借り受け希望者の中から県知事の認定を受けて作成した貸付先決定ルールに則しまして農地の貸付先の決定を行うものでございまして、信頼できる農地の中間的受け皿となるものでございます。

これまでどおり農地の貸し借りにつきましては農業委員会が行っておりますあっせん事業、それと農協が農地利用集積円滑団体となって行っております農地流動化事業はそのまま残りますが、農地中間管理機構を使って農地の貸し借りを行う場合につきましては、農地の出し手に対して、機構集積協力金ということで国から支援が受けられるようになっております。

農地中間管理機構につきましては、ことしの7月までに組織化をしまして、農地の貸し借りにつきましては10月から行う予定でございますけれども、現在市町村担当者への説明会等が行われているところでございまして、その内容につきましてはまだ不明な部分も多い状況でございます。

農地中間管理機構の主たる目的は、担い手への面的集積、団地化でございます。当村の場合は、水田地帯と違いまして、野菜産地ということもございまして、流動化は進んでおりますけれども、根腐れ病などの発生リスクによりまして、面的集積や団地化というものは進んでいない現状もございます。こうしたことから、新しい中間管理機構の制度が当村に適合するかどうか、制度の詳細がわかったところで、市町村、農業委員会、農協等で検討して進

めてまいりたいと考えております。

また、業務委託等の話もございますけれども、この業務委託につきましても、村で受けるのか、農協なのか、再生者協議会なのか、そういったところもまだ不明でございますので、今後詳細がわかったところで検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問はありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 今、課長のほうから細かく説明がありましたのでわかりましたが、この農地中間管理機構ですが、これは、今までは県にありました農地保有合理化法人、農業公社ですが、それを廃止してこの新しい農地中間管理機構を法律化したということであります。

それで、なぜその農業公社がいけなかったかということなんですが、売買を中心にしてやってきたということでありまして。このため、出し手、受け手、合理化法人とも消極的な姿勢であったということで、こういった農業公社でもって実績を上げているのは北海道だけだったということが言われております。

それで、今回の農地中間管理機構は、リース支給を中心に行うと。機構が借り受けて担い手に転貸するというところで、理想的な農地利用の実現に向けて、転貸先は段階的に変更していくことも想定しているということでありまして、地域の関係者の話し合いによる人・農地プランの作成、見直しとセットにして取り組むということでありまして、さらに今もお話がありましたけれども、財政支援を充実させているというのが、今回のこの新しい農地中間管理機構であります。

そういった中で、リースを中心に行っていくということでありまして、今、日本全国で遊休農地がいっぱい発生しているということでありまして、担い手で確保しているのがその全農地の5割だということでありまして。これを8割にまで高めていきたいということを言っているわけでありまして。

これは日本再興戦略、これは25年6月14日に閣議決定されていまして、農林水産業の成長産業化を掲げているということでありまして。今お話がありました成果目標として、10年間で全農地の8割が担い手に利用され、産業界の努力も反映して、担い手の米の生産コストを4割削減するというようなこと。さらには6次産業、これを市場規模を10兆円にすると。現在1兆円を10兆円にすると。それから、2020年までに農林水産業の持つ食品の輸出を1兆

円にすると。現在は4,500億円だということでありまして、それによって農業と農村全体の所得を倍増させるという戦略を立てておるわけでありまして。

こうした生産現場の強化に関する具体的な施策として、都道府県レベルの農地中間管理機構が地域内農協の相当部分を借り受け、法人経営や企業等の担い手へ農地集積・集約化に配慮して貸し付ける農地再配分スキームを確立し、特に企業の農業参入については、農地中間管理機構も活用しながら積極的に推進していくということで、農業人とすれば、ちょっとこれ企業がどんどん入ってくるというのがどうかなと思いますけれども、現状を考えれば、この遊休農地が、今のお話、40万ヘクタールでしたか、という状況を考えると、多少の企業が入ってくるのもいたし方ないとは思いますが、そういったような何か企業優先みたいな形になってしまうと、全くこの農業・農村というものが崩れていってしまうのではないかとこのように私は思うわけですが、そんなことについて、村長のこの農地中間管理機構の今後の進め方について、もしお考えがあればお聞きしたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） 今回の農地中間管理機構ですけれども、出し手から農地が出た場合に、誰に貸し付けるかというところでは、やはり担い手がまずその規則的には上位というか、真っ先に検討がされることになっております。特に担い手の中でも、今村で取り組んでおります人・農地プラン、ここに計画を出している担い手農家がまずは優先されるということでございます。

古見原の農地につきましても、優良農地の部分は、やはり担い手でやりたいという方が多くございまして、皆そういった形で農地の集約化は進んでおりますので、朝日村については、そういう企業が入ってきてというような利用は今のところは考えられないような状況でございまして、担い手のほうに農地のほうは貸し付けられている現状もございまして、そういったところは今のところ朝日村は大丈夫ではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 今、課長のほうからお話がありました。

確かに今のところは朝日村に企業が入ってくるという段階ではないというふうに私も思います。それで、実はこの農地中間管理機構の創設に向けて、農林水産委員会の調査室というところの方が書いた、これは11月に出されたものなんですが、ですから法律ができる前に出されたものですが、その中では規制改革会議、それから産業競争力会議というところで、これについていろいろと論議しているんですね。これを読みますと、その論議の中身が、先ほど私申しましたように、何か企業のほうにやはり傾いた内容だというふうに思われたんです。

それで、今度恐らく実施要綱というようなものが、細かいものが多分出てくるのではないかというふうに思っておりますが、その中でどういうふうにこの論議されたものが出てくるのかなというふうに思っております。

特に私、その中で、やはりこの農地の流動化がなかなかできないというのは、何かこの中で論議されているのを見ますと、農業の生産の基盤である農地に関しては、株式会社による農地の取得や農業委員会のあり方等についてこれから論議していきたいというようなことも話し合われているんですよね。

だから、そういったことがこれからどういうふうになっていくのか。この農業委員会というものが何かこういう流動化の阻害要因になっているようなふうに、やはりこの会議の中では論議されているということ、私非常におかしいなというふうに、企業寄りの議論の仕方だなというふうに思うわけですが、そんなことも含めて、実際にはこの4月から動き出すということでもありますので、それを見ながらぜひ朝日村の農地が大規模化する担い手に移るよう進めていっていただきたいというふうに思って、この質問は終わります。

○議長（上條俊策君） 武田議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2つ目もやはり同じような感じですが、農地の貸し借りの調整機関の設置等についてということであります。

その一つですが、農業者の高齢化や後継者がいないなどで、農業をやめる、あるいは規模を縮小するという農家が出てきております。また一方で、規模を拡大したい農家、それから新規就農者も出てきております。こうした農家の農地が円滑に貸し借りができるような組織を求める声が以前から出てきております。これは農業委員会の建議書の中にもそういった内

容のことがあります。

こうした状況を踏まえて、村として、農地利用集積化団体の実施主体となって農地所有者代理事業を行うことはできないか。そうすることによって、農地の貸し借り等の仲介をすることができれば、経営規模の拡大、新規農業者などへの農地の供給もスムーズにできると考えますが、これはもちろん村の農業委員会、あるいは有限会社の農地ホスピタルとの連携をとりながらということになります、これについて村のお考えをお聞きしたいということ。

それから、2つ目ですが、経営規模の拡大に伴って、レタスなどの収穫作業に人手が欲しいという要望があります。

これは規模を拡大したいという農家に特にありまして、法人化するという方も、やはり規模は拡大してもこういった人手が欲しいということをおっしゃっています。こうした作業を支援する組織をつくれぬものかということでもあります。例えばシルバー人材センターに、こうした収穫作業ができる部門があればと考えます。

塩尻市では、市の農業公社では、ねこの手クラブというのがありまして、果樹とか、あるいは野菜なんかもやっているようなんですが、そういった農作業の支援をしている組織があります。こういったようなことで、私はこの塩尻地域のシルバー人材センターにレタスの収穫とかキャベツ、そのような仕事ができるという方たちができればいいなというふうに思うんですが、そこら辺のところはどうでしょうか。

それから、もう一つ、これはもう今までずっと出ておりますのであれなんです、2月の記録的な豪雪による農業用のビニールハウスが倒壊して大きな被害が出たということで、そこに63棟が倒壊してというふうに書いてあります。そこで、ハウスが倒壊して苗ができないというようなことも多分起こっているのではないかとこのように思います。そこら辺のところの支援というものがどういうふうになるのか。それ以外につきましては、先ほど来お話がありましたのであれですが、お願いしたいと思っております。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、武田議員の農地の貸し借りの調整機関の設置等についてでございますけれども、当村では既に農協が農地利用集積団滑団体となりまして、農地所有者の代理事業、いわゆる農地流動化事業を行い、農地の貸し借り等の仲介を既に行っております。

今後中間管理機構も設置されますし、村のほうでは農業委員会が農地の貸し借りのあっせんを行っておりますので、今後村が農地利用集積団滑団体となって所有者代理事業を行うということは考えておりませんので、お願いいたしたいと思います。

それと、農作業の支援についてでございますけれども、経営規模拡大に伴っての収穫作業等の支援組織でございますけれども、これにつきましては、事務局等を含めた組織づくりを考えると大変困難ではないかと思っております。

武田議員の言われるシルバー人材センターのほうに確認しましたところ、農作業のメニューがあるので、希望すれば人材を派遣していただけるとのことでございます。実際に塩尻では、野菜や果樹等の収穫時に依頼がありまして派遣をされているようで、朝日村でもぜひ利用していただければとのことでございました。また、農地ホスピタル朝日のほうでも、希望があれば人材を派遣することができるということでございますので、よろしくお願いいたします。

また、農業用の被害の関係についてでございますけれども、2月の豪雪による農業用ビニールハウスへの支援につきましては、塩原 操議員への答弁のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それと、苗の購入関係ですけれども、そういった形で苗のほうはハウスのほうでできなくなった方につきましては、苗の購入費用等につきまして、県の事業で県と村それぞれ2分の1ずつということで協調し合って支援をしていくメニューがございますので、そういったことで取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 私もちよっと知らなくてあれなんです、農協のほうで農地所有者代理事業をやっているということですが、こういったことがなかなか一般に知れ渡っていないというか、農地の問題、私は農業をやめたいとか、縮小したいとか、ふやしたいとかという場合に、農協のそういう窓口があるんですね。では、わかりました。そういったことを、何かもっと農業者にわかるようにこうやっていただければというふうに思いますけれども、私は今までこういう組織が、これは農協もできますし、村もできますし、いろいろの形で、全国的に見ると農協のほうが多いんですね。そんなようなことでぜひお願いをしたいと思っております。

それから、農作業の支援ですが、シルバー人材センター、確かにあれ項目を見ればありま

すよね。農作業とかという。ああいうところでそういった収穫作業をやはりできるというか、そういう形になっているのかどうかということが、できる形があれば、やはりそっちのほうでもそういう広報というか、農業者に知らせていくということもしっかりやっていただきたいというふうに思いますけれども。

確かにこういう組織を新たにつくるということはなかなか大変なことですし、常に仕事があるとも限らないし、ホスピタルでやはりそういう農作業の支援なんかもあるんですかね。

そうですか。わかりました。そういうことも含めて、またぜひこういう農作業の支援については、シルバーもあるし、ホスピタルのほうでも要請すれば派遣してもらえるというようなことを、ぜひわかるように広報してもらいたいというふうに思います。

そんなことで、いずれにしましても、これからこの担い手ということで大規模化していくという方向ですから、やはり家族経営の手だけではとても間に合わない。やはりそういう形をきちんとつくっていかないと、私はやはりこれからの農業経営もなかなかやっていかれないのではないかというふうに思いますので、ぜひそこら辺のところを広報したり、きちんとそういう支援ができるような形をつくっていただきたいということです。以上ですが、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで武田栄市君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で本日の日程は全て終了しました。大変ご苦勞さまでした。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時12分

平成26年第1回朝日村議会定例会 第3日

議 事 日 程 (第3号)

平成26年3月17日(月) 午前9時開議

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 常任委員長の報告
- 第 4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第 5 議案第5号から議案第10号及び議案第19号から議案第25号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 議案第26号 平成25年度木造公共施設整備事業緑の体験館簡易宿泊棟建設工事変更請負契約について
- 第 8 発議第 1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書について
- 第 9 議案提案説明
- 第10 議案内容説明
- 第11 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び議案第26号並びに発議第1号の質疑、討論、採決
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 中村賢郎君 | 2番 | 武田栄市君 |
| 3番 | 塩原龍三君 | 5番 | 塩原操君 |
| 6番 | 林邦宏君 | 7番 | 三村清君 |
| 8番 | 斉藤勝則君 | 9番 | 高橋廣美君 |
| 10番 | 塩原正由君 | 11番 | 上條俊策君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中 村 武 雄 君	教 育 長	柳 沢 正 喜 君
総務課長兼 会計管理者	塩 原 忠 男 君	住民福祉課長	上 條 幸 代 君
産業振興課長	上 條 晴 彦 君	会 計 課 長	筒 井 貞 子 君
総 務 課 課 長 補 佐	清 沢 光 寿 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 美代子 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 高橋 廣美 君

10番 塩原 正由 君

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、高橋廣美君。

〔総務産業常任委員長 高橋廣美君登壇〕

○総務産業常任委員長（高橋廣美君） それでは、総務産業常任委員会、陳情審査委員長報告を行います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は3月10日に開催し、慎重審査の結果、陳情第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書は、全員一致をもって採択となりました。

審査の主な経過を申し上げます。我が国は働くもののうち、約9割が雇用関係のもとで働く雇用社会です。この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な職のもとで安心して働くことができる環境を整備することがデフレからの脱却、ひいては日本経済社会の持続的な成長のために必要であるという意見が委員の総意でありました。

以上、報告いたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第4、常任委員会委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第5号から議案第10号及び議案第19号から議案第25号まで
の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第5、議案第5号から議案第10号及び議案第19号から議案第25号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第5号 課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 朝日村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 消防委員会条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 朝日村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 村道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成26年度朝日村一般会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成26年度朝日村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成26年度朝日村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成26年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成26年度朝日村簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成26年度朝日村下水道特別会計予算についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成26年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前 9時16分

再開 午前 9時18分

○議長（上條俊策君） これより本会議を再開いたします。

◎追加議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び

議案第26号並びに発議第1号の一括上程

○議長（上條俊策君） この際、日程第6、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び議案第26号並びに発議第1号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第9、ただいま上程されました議案の提案説明を求めます。
中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明を申し上げます。

ただいま提案いたしました案件は、人事1件、契約1件の計2件でございます。

まず、人事案件につきましては、人権擁護委員の推薦でございます。昨年12月定例会で推薦をいただきました1人の方以外の2人につきまして、現在の任期が来る3月31日までとなっておりますことから、人権擁護委員法に基づき、小野沢の古畑順子さん、原新田の白木勉さんを新しく推薦をしたいので議会の意見を願います。

次に、議案第26号につきましては、去る4日に決定をいただきました緑の体験館のコテージの建設に関しまして、本年秋の竣工予定となりますことから、4月に改定されます消費税3%アップの変更契約につきまして、議決をお願いするものでございます。

本日提案いたしました議案につきまして、ご説明を申し上げましたが、担当課長より補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上條俊策君） この際お諮りいたします。発議第1号の議案提案説明について、会議

規則第39条第2項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については提案理由の説明を省略することに決定しました。

◎議案内容説明

○議長（上條俊策君） 日程第10、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会にて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会にて行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時23分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時25分

○議長（上條俊策君） これより本会議を再開いたします。

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び議案第26

号並びに発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第11、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び議案第26号並びに発議第1号の質疑、討論、採決を行います。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

お諮りします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は、適任としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

議案第26号 平成25年度木造公共施設整備事業緑の体験館簡易宿泊棟建設工事変更請負契約についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第1号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（上條俊策君） 日程第12、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎退職者挨拶

○議長（上條俊策君） ここで、来る3月31日をもって退職される塩原総務課長、上條住民福祉課長より挨拶したい旨申し出がありましたのでこれを許可いたしました。

塩原総務課長。

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） ただいま議長さんのご配慮によりまして貴重な時間をいただきました。退職に当たりまして一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

ご縁をいただき、平成2年から24年間、この3月末をもちまして定年退職を迎えます。こ

の日を迎えることができますのも、議員の皆様を初め理事者や職員の皆様の温かいご指導、ご支援があったからこそと心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

今思いますと、平成19年から課長としての7年間は時に議員の皆様から厳しいご指摘や、また温かい励ましをいただきながら、少しでもよい村にしたいという思いで村づくりに邁進してまいりました。

特に、産業課長時代の6年間はスキー場や観光施設の運営を村から民間へ移行した仕事を皮切りに、鳥獣被害対策のための里山整備や防護柵の設置、道路や災害対応などいわば現場中心の日々を送らせていただきました。

また、今年度総務課長になってからは、庁舎建設委員会の取り組みや緑の体験館コテージ建設の設計協議など大変貴重な体験もさせていただきました。役場生活最後の7年間も忙しさの中、充実した日々を送ることができました。皆様に重ねて感謝するところでございます。

今後は24年間の役場生活の経験を糧に、新たな生活を送るとともに、少しでも朝日村のために何か恩返しができるばと思っているところでございます。

結びに当たり、朝日村のさらなる発展のため議員の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げますとともに、この場をおかりして理事者の皆様、職員の皆様、また大変お世話になりました村の皆様にお礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。

長い間ありがとうございました。

○住民福祉課長（上條幸代君） 発言の機会をいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

私は昭和48年に朝日村職員として採用され、今日まで福祉関係や議会事務局などさまざまな仕事をさせていただきました。この6年間は住民福祉課長としての重責を担わせていただきました。未熟な私がここまで務めることができたのは住民の皆様が育ててくださったというふうに思っております。

特に、直接かかわらせていただきました議会の皆様、それから民生委員さん、役場の先輩の皆様には大変お世話になりました。感謝の気持ちでいっぱいでございます。

これからはしばらく家の仕事を手伝いながら、自分の時間を楽しみたいと思っております。

最後に、発言の機会をいただきましたことに感謝申し上げ、議員の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、退職に当たりましての挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（上條俊策君） お二人の退職に、今言葉をいただいたんですが、それに対して一言だ

け私のほうから申し述べさせていただきたいと思います。

塩原課長、上條課長、本当に長年にわたりまして我々村民のため、また議会のためにもご尽力いただきまして、本当にありがとうございます。定年ということでまだまだ勤めていただきたいわけですが、まことに残念なことでございます。

退職されましても、今まで培ってこられました経験と知識を我々のために、また違った立場から発揮していただきたいと思います。今まで本当にご苦労さまでございました。これからは健康に十分留意され、ご活躍くださいますよう心よりお祈り申し上げまして、簡単ですが送別の言葉とさせていただきます。

本当にご苦労さまでした。

◎村長挨拶

○議長（上條俊策君） ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会されました今期定例会も、本日をもちまして閉会となるわけでございます。この間、14日間に及ぶ会期中、議員の皆様には熱心にご審議をいただき、それぞれ原案どおり決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。このうち補正予算等で決定いただきました事業につきましては、2月の記録的大雪等により新年度に繰り越して実施する事業がありますが、決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないよう執行してまいる所存でございます。

そのほか、村政全般にわたりますご意見、ご提言につきましては、今後検討をさせていただき、当面しております懸案事項につきましても、村民のため、村政発展のため、実現に努力してまいる所存でございます。

また、先ほど適任とお認めいただきました古畑順子さんと白木 勉さんの人権擁護委員につきましても、法務省へ推薦してまいる所存でございます。

次に、消防防災についてでございます。国の制度改正に伴いまして平成24年度から取り組みました松本広域消防局の消防救急デジタル無線設備、消防通信指令システムの整備事業がこのたび完了の運びとなりました。この来る26日に運用開始式を行うこととなりました。これによりまして、消防力の初期対応が一層充実、発揮されることに期待をするものでございます。

さて、ただいまは議会のご配慮をいただきまして、退職の挨拶の機会をいただきました塩原総務課長並びに上條住民福祉課長につきましては、この3月をもって退職となり、それぞれただいま思いのこもったお別れの言葉に感銘をいたしたところでございます。

また、同じくこの3月をもちまして退職されます総務課課長補佐の古畑順子さんには21年間にわたり、住民福祉課課長補佐の小林洋子さんには42年間にわたり、教育委員会副主幹の上條俊子さんには36年間にわたり、同じく教育委員会保育園の給食調理員の佐々木八重子さんには23年間にわたり、この4人の皆さんもそれぞれの職務を全うされ、村民のためにご努力をされましたことにこの場をおかりしてお礼を申し上げ、心から敬意と感謝を申し上げるものでございます。

このたび退職されます6名の方々には、今後ご家族とともに健康にご留意され、村政の進展と地域社会の発展のため、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、これからの人生、今以上に潤いのある生活を願うものでございます。

終わりに当たりまして、議員の皆様方には時節柄ご自愛をいただき、村のため、村民のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成26年第1回朝日村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前 9時41分

平成二十六年 第一回〔三月〕定例会

朝日村議会会議録

平成二十六年 第一回〔三月〕定例会

朝日村議会会議録